

第6章 食育推進計画

1. 基本方針

食は命の源であり、国民が健康で心豊かな生活を送るためには、生産現場等に対する関心や理解を深めるとともに、健全な食生活を実践することが重要です。

食育基本法の制定から20年が経過する中で、食や農林漁業を取り巻く状況の変化や、食に関する価値観やライフスタイル等の多様化、農業者の減少・高齢化が進展し、食料の多くを海外からの輸入に頼っているなど食料生産・安定供給が懸念されています。

食卓と農業等の生産現場の距離が遠くなるなかで、食への関心や理解を深める観点からも食育は重要であり、食の重要性や好ましい「食」のあり方を学ぶためにも、国や地方公共団体による取り組みとともに、学校、企業や地域の多様な関係者等と連携・協働し、食育を国民運動として推進する必要があります。

令和8年に策定される国の「第5次食育推進基本計画構成(案)」では、食育の推進に関する施策についての基本的な方針として、「(1)学校等での食や農に関する学びの充実」、「(2)健全な食生活の実践に向けた「大人の食育」の推進」、「(3)国民の食卓と生産現場の距離を縮める取組の拡大」の3つを重点事項として掲げています。

本町においてもこれまでの取り組みを継承しつつ、食育基本法と整合を図り「生涯にわたり健全な心身を培い豊かな人間性をはぐくむ」を本計画の基本方針とします。

食育推進計画 基本方針

生涯にわたり健全な心身を培い

豊かな人間性をはぐくむ

2. 栄養・食生活

【基本的な考え方】

家庭においては、基本的な生活習慣確立への意識を高め、生涯にわたって切れ目なく、心身の健康の増進と豊かな人間性を育む基盤づくりを行うことが重要です。特にこどもにとっては保護者の影響が大きいので、こどもと保護者が一緒になって行動することが重要です。

学校、幼稚園・こども園・保育所等においては、家庭環境の変化等に伴い、こどもたちの食の乱れが見られることから、こどもへの食育を進めていく場として、食に関する指導の充実に加えて、生産現場への理解を促進する必要があります。

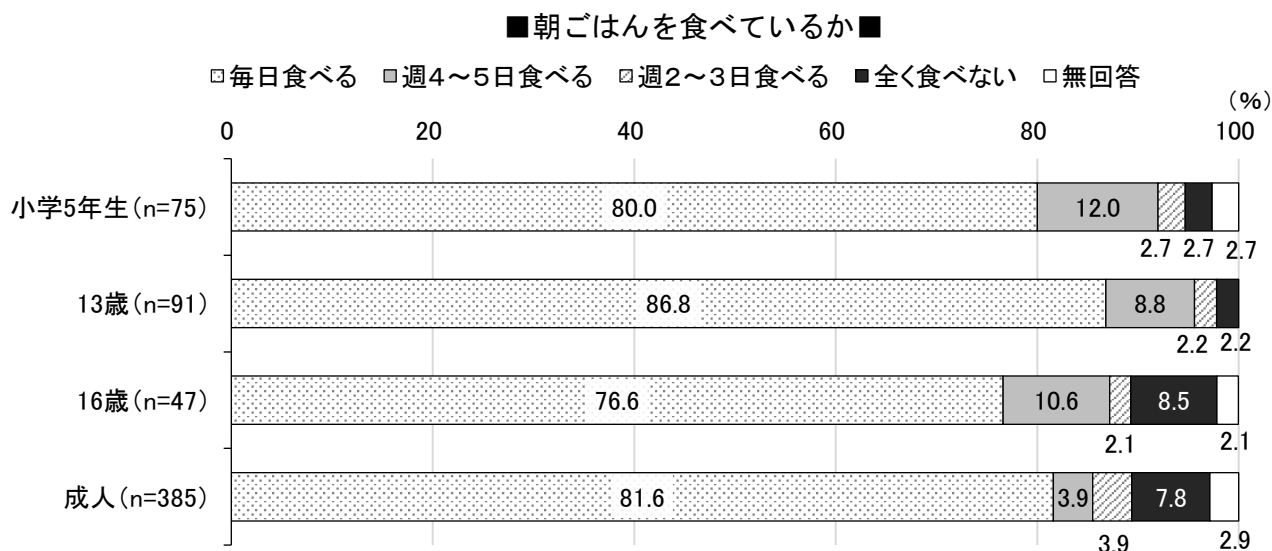
地域における健全な食生活の実践に向けた行動変容を促すには、家庭、学校、幼稚園・こども園・保育所、生産者、企業、ボランティア等、食育に係る多様な関係者等と連携・協働した食育の推進が重要であり、特に「大人の食育」の推進が必要です。

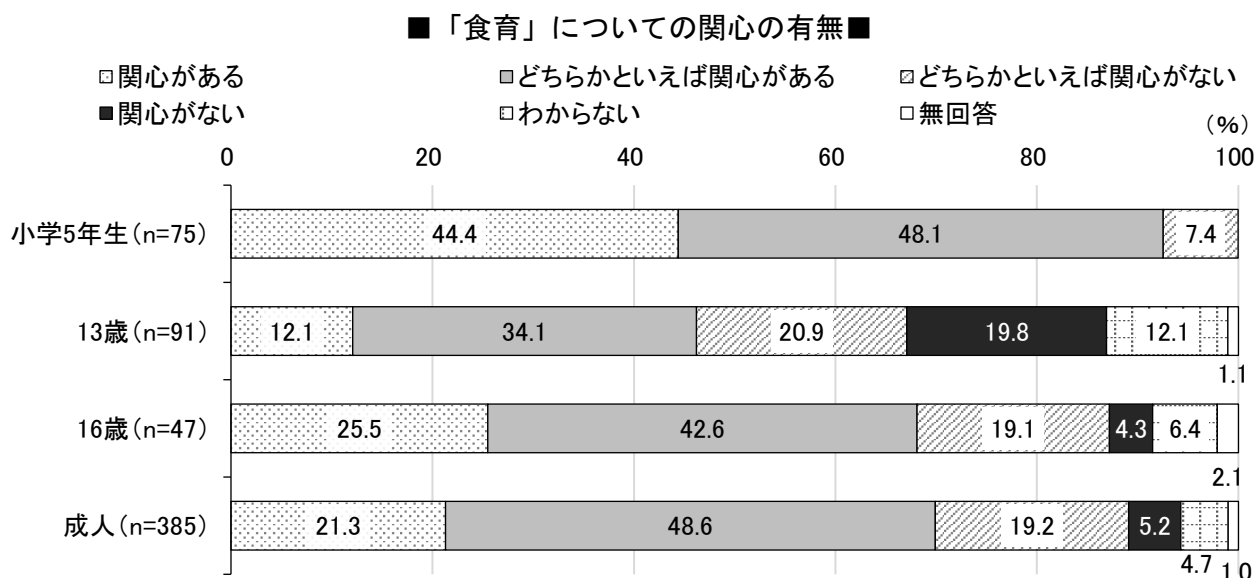
【現状・課題】

すべての年代において、毎日朝食を食べる人の割合が多いものの、朝食を全く食べない人の割合も16歳、成人で1割弱みられ、引き続き、朝食を食べることの大切さを啓発する必要があります。

食育の関心度について、小学校5年生以外は食育に対する関心度が低く、特に13歳では、関心がない生徒が40.7%となっています。

個人の食に関する価値観や生活のあり方が多様化する中、食生活を取り巻く環境の重要性は増しており、家庭や地域・職場において食育に関する普及啓発を積極的に推進する必要があります。





【具体的取り組み】

①個人・家庭で取り組むこと

具体的な取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ●一日三食栄養バランスの良い食事をとるように心がけましょう。 ●家庭での食事を通じてコミュニケーションを大切にしましょう。 ●妊娠期から一日三食、栄養バランスを考えて食事をとるように心がけましょう。 ●離乳食は旬の新鮮な食材を取り入れ、初期は素材の味、中期以降は少量の調味料で薄味に慣れさせましょう。 ●幼児食は旬の新鮮な食材を取り入れ、薄味に慣れさせましょう。 ●こども園や保育園での食事に関心をもち連絡を密にしましょう。 ●間食や夜食を控え、毎日朝食をしっかり食べましょう。 ●適正体重を知り、成長期に必要なたんぱく質やカルシウムなどの栄養素の摂取を心がけましょう。 ●親子で買い物や食事づくりをしましょう。 ●薄味を心がけましょう。

②地域・関係団体で取り組むこと

具体的な取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ●食生活について学習する場づくりや参加の呼びかけをしましょう。 ●学校と協力し、食育の情報提供を行いましょ。 ●食育の講演会や親子でお弁当を作る「お弁当の日」の取り組みを継続しましょう。 ●食生活改善推進協議会を中心に、地域の課題に沿った活動を展開しましょう。 ●各団体が情報共有や意見交換を行い、連携してそれぞれの活動を展開しましょう。 ●高齢者が集い、会食できる機会をつくりましょう。（地域食堂等の活用）

③学校・こども園・幼稚園等で取り組むこと

具体的な取り組み
<ul style="list-style-type: none">●給食には地場産品等、安全なものを活用しましょう。●「給食だより」等を通じて保護者へ情報提供や啓発をしましょう。●保護者との連絡を密にとり、食生活に関する相談や指導をしましょう。●お弁当の時間に、作ってくれた保護者に感謝しながら食べるよう、園児・児童・生徒に伝えましょう。●町の行事に親子の積極的な参加を促し、食育の情報提供や行事食の伝承等を行いましょ う。

④行政で取り組むこと

具体的な取り組み
<ul style="list-style-type: none">●「食生活」に関する情報の提供を行います。（子育て健康支援課）●食生活に対する相談や指導の強化を行います。（子育て健康支援課）●父親学級において、妊娠期の食事について講話を実施し、妊娠中にバランスの良い食事がとれるように支援します。（子育て健康支援課）●乳幼児健診（健康相談）において個別・集団の栄養食事指導を実施し、心身の健康を育むとともに、生涯にわたる健全な食習慣の形成を促します。（子育て健康支援課）●親子を対象とした食育イベント等で企業等と連携し、わかりやすい内容の食育講話を実施します。（子育て健康支援課）●調理実習や、啓発物品の配布、SNS等の活用により、町内外の高校に通う生徒へ広く食の自立を促します。（子育て健康支援課）●成人を対象とした食育イベント等を通じて、健康に関心を持ってもらうための環境整備に取り組めます。（子育て健康支援課）●健診後、ハイリスク者に対して栄養食事指導を実施します。（子育て健康支援課）●生活習慣病予防教室において、食生活改善のための栄養食事指導を実施します。（子育て健康支援課）●高齢者が集い、共食できるように支援をします。（子育て健康支援課）●食生活改善推進協議会等の住民組織への研修を実施し、地域ごとの健康課題を提示することで、地域に密着した普及啓発を支援します。（子育て健康支援課）●各団体の自主的で活発な活動への支援を行います。（子育て健康支援課）

【数値目標】

指標	ライフ ステージ	現状値	目標値 (R18)	活用 データ
食育推進ボランティアの数が増える	—	213 人	225 人	食推協 加入者数
食育に関心をもっている人が増える	中学生	46.2	50.0	R7 アンケート
	高校生	68.1	73.0	R7 アンケート
	成人	69.9	70.3	R7 アンケート
栄養バランスに配慮した食生活を実践している人が増える	成人	37.1	45.6	R7 アンケート
朝食を毎日食べている人を増やす	学童期	96.3	100.0	R7 アンケート
	中学生	86.8	92.6	
	高校生	76.6	87.6	
	成人	81.6	91.9	R7 アンケート
何をどれだけ食べたらよいか知っている人が増える	中学生	56.0	70.0	R7 アンケート
	高校生	72.3	75.0	
	成人	51.4	52.3	
毎日少なくとも1食以上を、自分以外の人と一緒に食べる人が増える	中学生	92.3	96.4	R7 アンケート
	高校生	83.0	87.8	
	成人	77.9	81.6	
食事の代わりに嗜好品で済ますことがない人が増える	中学生	60.4	83.9	R7 アンケート
	高校生	78.7	87.8	
	成人	83.6	87.9	
主食・主菜・副菜・汁物がそろって食事の作り方を知っている人が増える	中学生	56.0	75.0	R7 アンケート
	高校生	76.6	78.0	
	成人	70.1	75.3	
自分で料理・手伝いをする人が増える	中学生	84.6	87.4	R7 アンケート
	高校生	78.7	80.0	
	成人	71.9	75.0	

3. 生産者と消費者との交流の促進

【基本的な考え方】

地域の産物を積極的に消費することは、より安全な農産物の生産・供給の原動力となり、安心できる食生活の継続につながります。地産地消を通じて、人と人をつなぎ、生産者の生きがいや消費者の安心安全に対する信頼を構築し、食でつながる地域づくりが重要です。

また、食育を推進するうえで、消費の面からも持続可能な食料システムの構築が重要であり、食べ物を大切に作る気持ちや理解を深める取り組みが必要です。

玖珠町は、豊かな自然、おいしい水と食べ物に恵まれており、農業体験等の体験活動を通じて、生産者と消費者の交流促進や食べ物に対する感謝等の食育を通じて食品ロスの削減に努めます。

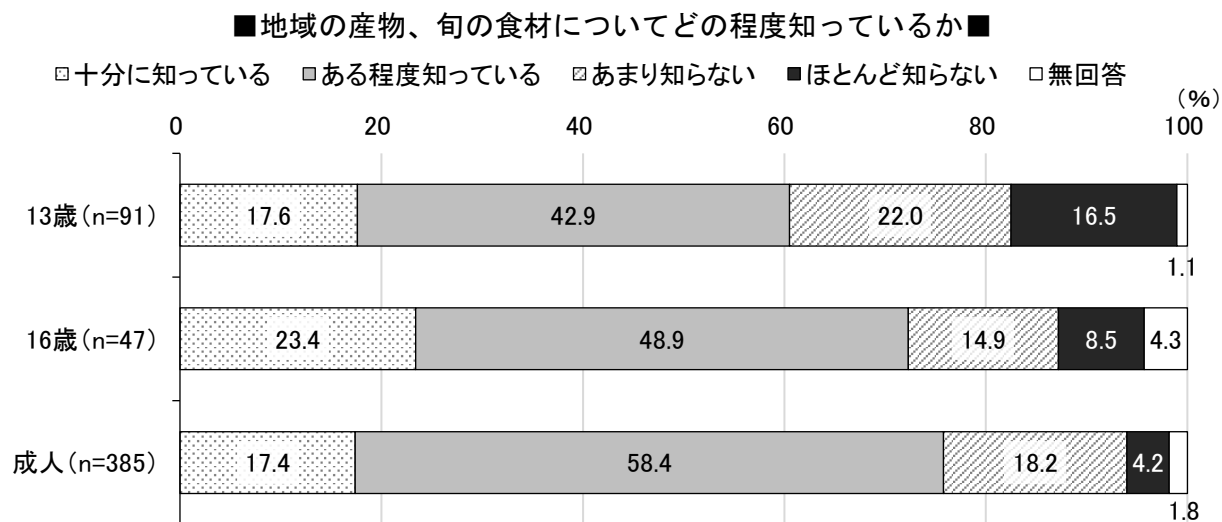
【現状・課題】

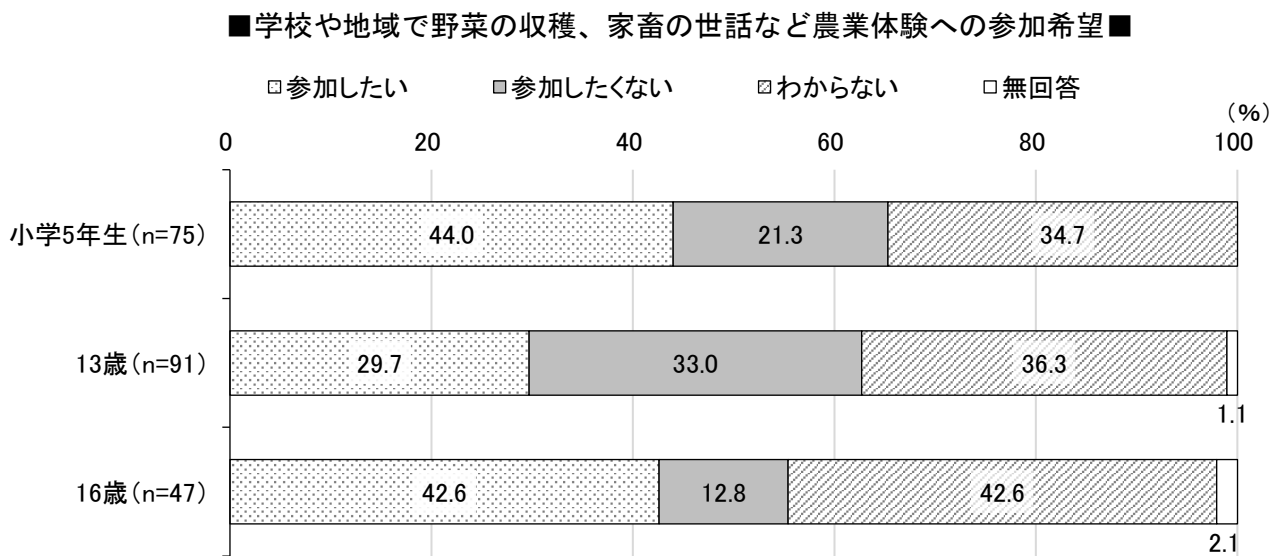
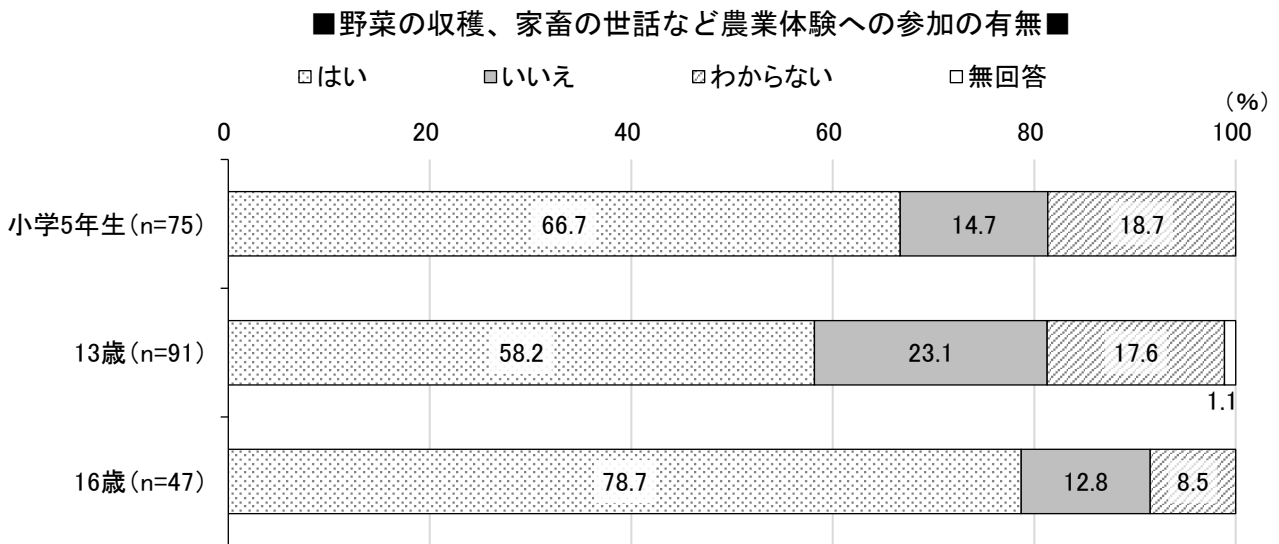
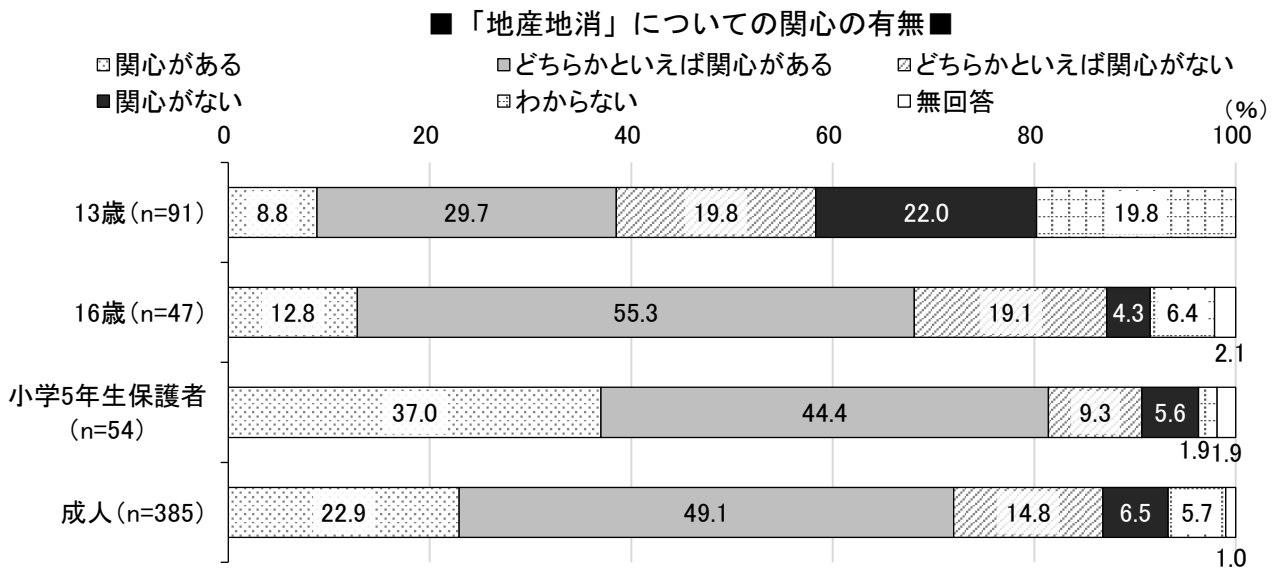
地元で生産された農産物等をその地域で消費することにより、生産者と消費者の顔が見える関係の構築につながり、食料自給率の向上や食品ロスの削減に取り組むことにより、環境への負荷軽減につながります。

地域の産物、旬の食材については、年齢が上がるにつれ認知度も上がっていますが、成人でも2割強が地域の産物、旬の食材について知らない状況となっています。また、地産地消についても関心がない割合が一定数みられ、特に13歳では41.8%となっており、引き続き、地産地消の取り組みを強く推進する必要があります。

また、農業に関する体験活動は、その生産現場に対する関心や理解を深めるだけでなく、食生活が自然の恩恵の上に成り立っていることや食に関わる人々の様々な活動に支えられていること等を知るために重要です。

調査結果より、野菜の収穫、家畜の世話など農業体験への参加の有無について、約6～8割が農業体験をしており、農業体験への参加希望も一定数みられることから、引き続き、農業を経験できる機会を提供する必要があります。





①個人・家庭で取り組むこと

具体的な取り組み
<ul style="list-style-type: none">●地場産の農作物に関心を持ち、地産地消を意識して食材を選択・購入しましょう。●家庭菜園等、食や農林業に関わる体験を通して、食べ物を大切にし、生産や加工に携わる人や食べ物に感謝する豊かな心を育てましょう。●子どもを中心に、農産物の生産や流通、加工の過程を理解するために、体験・見学活動に積極的に参加しましょう。●「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつをしましょう。●子どもに食事のマナーを教えましょう。●食卓でのコミュニケーションを大切にし、食事を楽しみましょう。●子どもが食事の準備や片づけを自身できるように習慣づけましょう。●自然の恵みや生産者、食事を作ってくれた人に感謝をしましょう。

②地域・関係団体で取り組むこと

具体的な取り組み
<ul style="list-style-type: none">●農林業体験や料理教室等、食や農に関する体験活動ができる機会を提供しましょう。●地産地消イベントなどを通して、地場産物を町内外にPRしましょう。●宴会での食べ残しを削減するため、「3010 運動」（開始後 30 分間と終了前 10 分間は自分の席で食事を楽しみ食べ残しを無くすこと）に取り組みましょう●生ごみを減らすよう啓発し、生ごみによるたい肥作りを広めましょう。

③学校・こども園・幼稚園等で取り組むこと

具体的な取り組み
<ul style="list-style-type: none">●学校で「地産地消」の教育をしましょう。●学校給食等での地場産品活用の取り組みを継続しましょう。●給食に旬の地場農産物を積極的に取り入れましょう。●地域と連携した食に関する体験活動や生産者等との交流に取り組みましょう。

④生産者が取り組むこと

具体的な取り組み
<ul style="list-style-type: none">●直販所や学校給食、外食産業へ供給可能な量・品目の確保に努めましょう。●生産者と消費者の情報交換を行い、消費者のニーズに合った品目の生産に努めましょう。●商工・観光等との連携により地域農業の6次産業化[※]を推進しましょう。●直売所等の品揃えを充実し、販売力を強化しましょう。●JA おおいたや道の駅で行うイベント等に積極的に参加しましょう。

※6次産業化…農林漁業者による生産・加工・販売の一体化や、農林漁業者と第2次・第3次産業の融合等を通じて、農山漁村に由来する農林水産物、バイオマスや農山漁村の風景、そこに住む人の経験・知恵に至るあらゆる「地域資源」を活用し、新たな地域ビジネスの展開や新たな業態の創出といった新たな取り組みを通じて付加価値のより多くの部分を農山漁村地域に帰属させ、地域内に雇用と所得を確保しようとすることです。

⑤行政で取り組むこと

具体的な取り組み
<ul style="list-style-type: none">●地場農産物の情報提供や広報活動を行い、地場農産物の普及促進に努めます。（農林課）●大分県やJA おおいた、商工観光団体等と連携して、米・豊後牛やおおいた和牛・椎茸等の品目を中心とした「ブランド化」の推進を図ります。（農林課）●農商工連携を通じた地域活性の実現のため事業構築を図ります。（農林課）●地産地消に関するシンポジウムや消費者団体等との意見交換会、試食会や伝統的な食材加工や調理講習会等を開催します。（農林課）●多品目及び周年化、季節感（旬）のある生産体制を構築します。（農林課）●生産者や関係機関と連携して学校給食等での地場産品活用割合が増えるよう環境を整えます。（教育政策課）●食育の普及や農業体験に取り組む団体や指導者の確保・育成を図ります。（農林課）●食や農業に関する理解と関心を高めるため、農林業体験学習を推進します。（農林課）●町内小・中学生の農林業体験学習を実施します。（農林課）●食育各分野の指導者を学校・地域・団体に紹介します。（子育て健康支援課）●食分野に関わる関係機関・組織とのネットワークへ参画します。（子育て健康支援課）

【数値目標】

指標	ライフ ステージ	現状値	目標値 (R18)	活用 データ
地域の産物・旬の食材を知っている人が増える	中学生	60.4	70.0	R7 アンケート
	高校生	72.3	75.0	R7 アンケート
	成人	75.8	80.7	R7 アンケート
学校給食における地場産品を使用する割合が増える(県内産品)※	—	48.2	55.3	R7 アンケート
学校給食における地場産品を使用する割合が増える(町内産品)※	—	24.8	25.2	R7 アンケート
毎日の食事の際にあいさつをする人が増える	中学生	80.2	100.0	R7 アンケート
	高校生	74.5	82.9	R7 アンケート
	成人	66.5	71.3	R7 アンケート
毎日ご飯を作ってくれる家族をすごいと思う子どもが増える	中学生	93.4	93.5	R7 アンケート
	高校生	97.9	97.7	R7 アンケート
食べ残しや食品の廃棄を減らすよう努力している人を増やす	成人	71.7	73.0	R7 アンケート

※副食材料（牛乳を除く）に占める地場産品の使用割合（重量ベース）

4. 食文化の継承

【基本的な考え方】

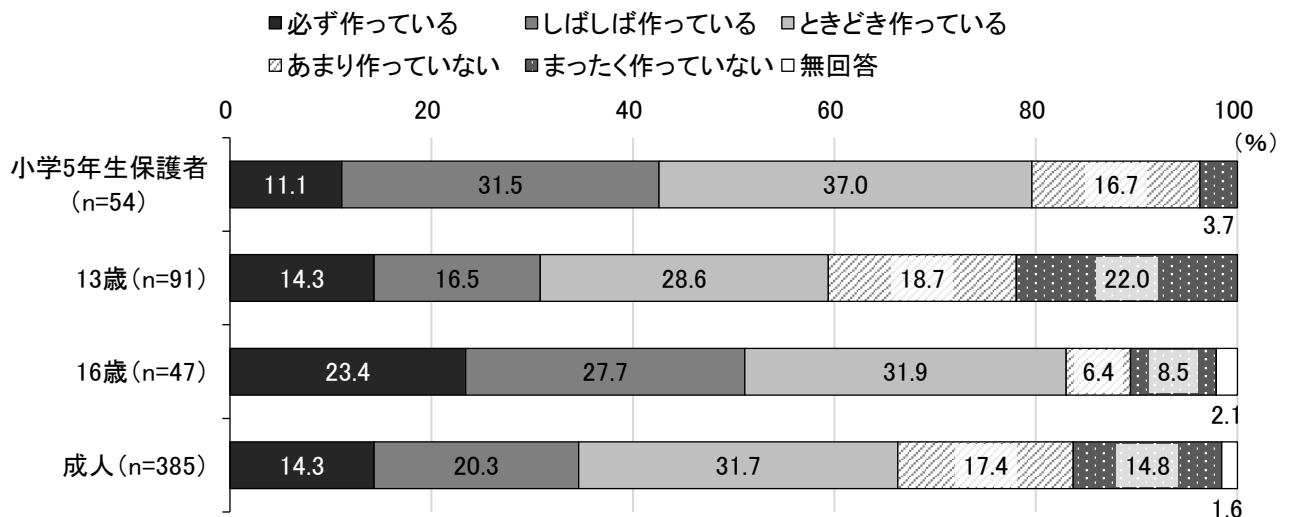
核家族化により、家庭での伝統的な食文化を継承する機会が失われつつある現代において、家庭・学校・地域等が連携して伝統的な食文化を継承し、次世代に残していくことが重要です。

【現状・課題】

地域の食文化を守り・伝えることは、食生活の文化的な豊かさを将来にわたって支える上で重要であるとともに、地域活性化や食料自給率の向上につながるなど持続可能な食につながります。

調査結果より、13歳と成人では地域の食文化に触れていない方の割合が高く、引き続き伝統的な食文化を継承していくため、地域の食文化の普及啓発や食事を作る、食べる機会の創出が必要です。

■家庭で、季節の行事や祝い事などの際、伝統的な行事食をつくるか■



①個人・家庭で取り組むこと

具体的な取り組み

- 昔ながらの食材を活用して家庭で郷土料理を作りましょう。
- こどもに郷土料理を伝承しましょう。

②地域・関係団体で取り組むこと

具体的な取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ●男性・女性・子どもなどの対象者に対する料理教室を開催しましょう。(コミュニティ運営協議会・食生活改善推進協議会) ●イベントの開催やレシピ集の発刊を通して、伝統料理や家庭料理の大切さを伝えましょう。(食生活改善推進協議会) ●地域行事での伝統的な行事食を受け継ぎましょう。 ●学校などと連携して子どもたちや保護者に伝統食を伝えましょう。(食生活改善推進協議会)

③学校・こども園・幼稚園等で取り組むこと

具体的な取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ●給食で昔ながらの郷土料理や行事食を提供し、子どもたちに伝えましょう。 ●高齢者や地域の人との交流を通して、伝統的な食文化を学ぶ機会を持ちましょう。 ●菜園活動や調理体験を通して「育てる、収穫する、食べる喜び」を経験し、子どもたちに「いのちのつながり」「多くの人のおかげで食べることができること」を知らせましょう。 ●「給食だより」等、保護者への情報提供・啓発を行いましょう。

④行政で取り組むこと

具体的な取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ●食育の普及や実践に取り組む団体やボランティアの育成に努めます。(子育て健康支援課) ●郷土料理の情報提供を行い、普及・啓発に努めます。(子育て健康支援課)

【数値目標】

指標	ライフ ステージ	現状値	目標値 (R18)	活用 データ
家庭で伝統的な行事食を作っている人が増える	成人	66.2	68.0	R7 アンケート

5. 食品の安全性

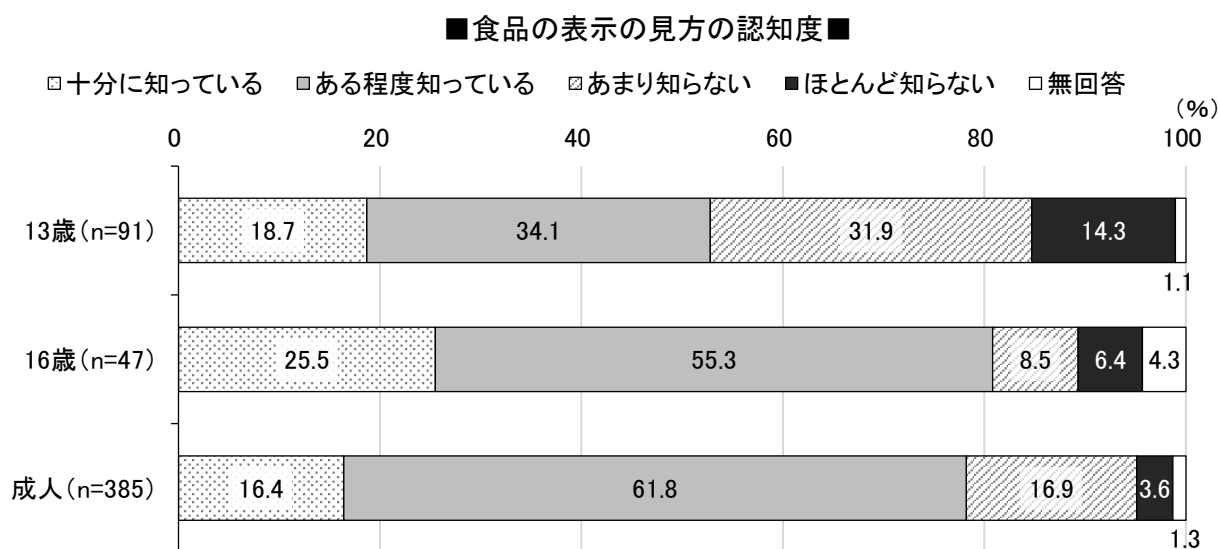
【基本的な考え方】

健全な食生活の実践には、食生活や健康に関する知識を持ち、自ら食を選択していくことが必要です。そのため、食品の安全性や食品表示の理解促進に向けた情報提供機会の充実を図ります。

【現状・課題】

食品の安全・安心の確保については、食品提供者だけでなく、住民も食品の安全性など食に関する知識と理解を深めることが必要です。食に関する様々な情報がある中で、住民一人ひとりが食の安全についての的確な判断力を養い、正しい食品選択ができることが重要となります。

調査結果より、食品の表示の見方について、13歳では約半数、成人でも約2割が知らないと回答しており、引き続き食品の安心・安全について情報提供する必要があります。



①個人・家庭で取り組むこと

具体的な取り組み

- 食品表示を確認しましょう。
- 添加物に気をつけましょう。
- 人や環境にやさしい食器洗い洗剤や石けんを使いましょう。

②地域・関係団体で取り組むこと

具体的な取り組み
<ul style="list-style-type: none">●自然環境の保全、安心安全な食材の提供に取り組みましょう。●化学肥料・化学農薬の使用を低減した作物や希少作物等、付加価値の高い農産物の生産を図りましょう。●「食」の安全について地域・学校・各種団体が集まって話し合う機会を創出しましょう。●玖珠町産の農産物の安全性をPRしましょう。●イベントや講座開催時に食中毒予防の呼びかけをする等、食中毒予防対策の普及・啓発に努めましょう。

③学校・こども園・幼稚園等で取り組むこと

具体的な取り組み
<ul style="list-style-type: none">●給食だより等を利用して、保護者に対して食の安全性についての普及・啓発に努めましょう。●給食施設に対する衛生指導を充実させるとともに、給食関係者への情報提供を行いましょう。●食中毒等を防ぐため、管理栄養士や栄養士、調理師等を対象とした研修会を実施しましょう。

④生産者が取り組むこと

具体的な取り組み
<ul style="list-style-type: none">●「GAP」※、「HACCP」※へ取り組みましょう。<ul style="list-style-type: none">①消費者に安心・安全な農作物の提供に努めましょう。②人や自然環境に負荷を与えない生産体制を目指しましょう。③持続性の高い農業生産方法を積極的に導入しましょう。●「食品トレーサビリティ制度」※へ積極的に取り組みましょう。●食品の安全性に関する生産者と消費者の意見交換会（食品に関するリスクコミュニケーション）等へ参加し、積極的に情報提供をしましょう。

※GAP…Good Agricultural Practices の頭文字を取ったものであり、農畜産物を生産する工程で生産者が守るべき管理基準とその取り組みのこと

※HACCP…食品等事業者が食品の安全性を確保するための衛生管理の手法

※食品トレーサビリティ制度…食品トレーサビリティとは、「食品の移動を把握できること」。各事業者が食品を取扱った際の記録を作成し保存しておくことで、食中毒など健康に影響を与える事故等が発生した際に、問題のある食品がどこから来たのかを調べ（遡及）、どこに行ったかを調べる（追跡）ができます。

⑤行政が取り組むこと

具体的な取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ● 「GAP」、「HACCP」を推進し、安心・安全な農畜作物の提供を支援します。（農林課） ● 「食品トレーサビリティ制度」の情報提供に努めます。（農林課） ● 食品の安全性に関する生産者と消費者の意見交換会等の場の提供を推進します。（農林課） ● 水環境の整備及び管理を行います。（生活廃水や工業廃水等の管理徹底）（住民課） ● 環境と調和のとれた「持続性の高い農業生産方法」の導入を促進します。（農林課） ● 施設・設備の衛生確保や、食品の衛生的な取り扱いについて指導を実施します。（給食センター）

【数値目標】

指標	ライフ ステージ	現状値	目標値 (R18)	活用 データ
食品の表示の見方を知っている人を増やす	成人	78.2	80.0	R7 アンケート

第7章 自殺対策計画

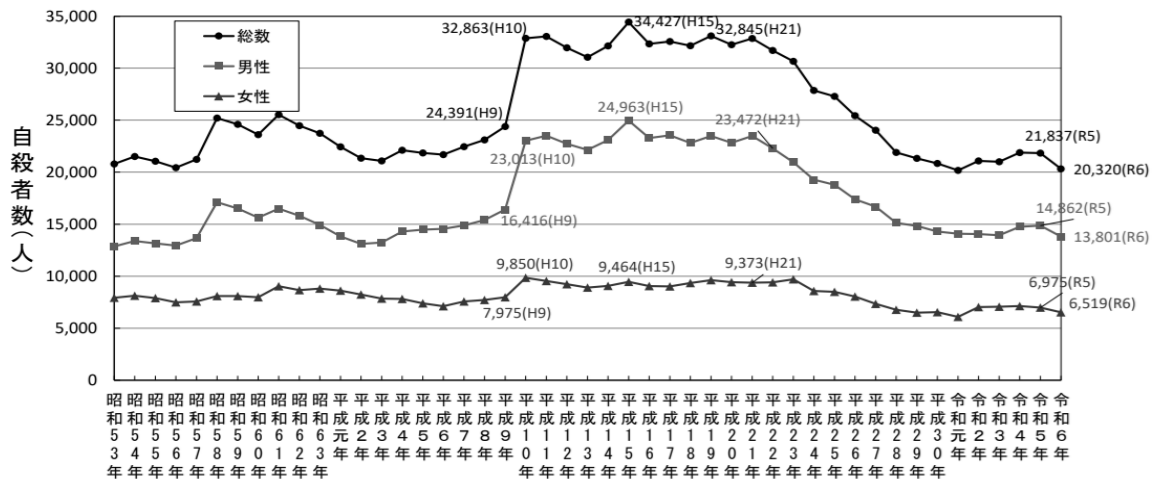
1. 計画策定の背景

我が国の自殺者数は、平成10年以降、14年連続して3万人を超える状態が続いていましたが、平成24年に15年ぶりに3万人を下回りました。また、平成22年以降は10年連続の減少となっており、令和元年は2万169人で、昭和53年の統計開始以来最少となりました。

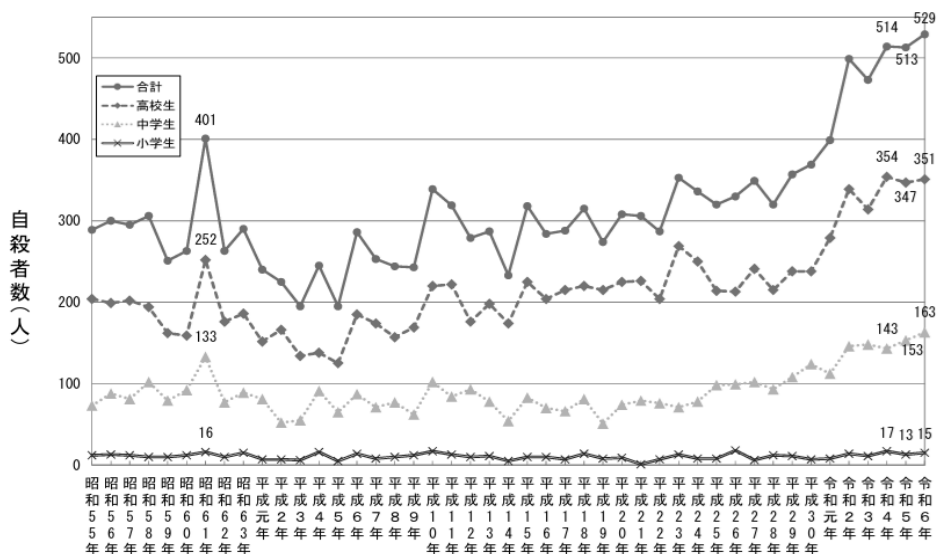
しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大が深刻化した令和2年は2万1,081人となり、11年ぶりに増加に転じました。その後、2万1,000人台で推移し、令和6年は2万320人となりました。このように、依然として、2万人を超える方が自ら命を絶っており、深刻な状況が続いています。

自殺者数を男女別にみると、男性は統計開始以降一貫して女性を上回っており、女性の約2倍となっています。また、近年では小中高生の自殺者数が過去最多となっています。

■日本の自殺者数の推移■



■日本の小中高生別自殺者数の年次推移■



2. 基本方針

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があります。

自殺に至る心理として、様々な悩みにより追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ることが知られています。そこには、社会との繋がりが薄れ、孤立に至る過程も見られます。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。そのため、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働、その他の多様な機関との連携を図り、「生きることの包括的な支援」として実施する必要があります。

地域住民を含め、関係機関が相互に連携・協力して自殺対策に取り組むことで、一人ひとりの大切な「いのち」をみんなで支え合い、「誰一人自殺に追い込まれることのない玖珠町」の実現を目指します。



玖珠町自殺対策基本方針

誰一人自殺に追い込まれることのない玖珠町

3. 玖珠町における自殺の現状

(1) 地域自殺実態プロファイル 2025 抜粋

地域自殺実態プロファイルとは、地域における自殺対策の推進を支援するため、国の指定調査研究等法人（JSCP）が、各自治体の警察統計（自殺日・住所地）直近5年間の状況を基に分析・提供するものです。

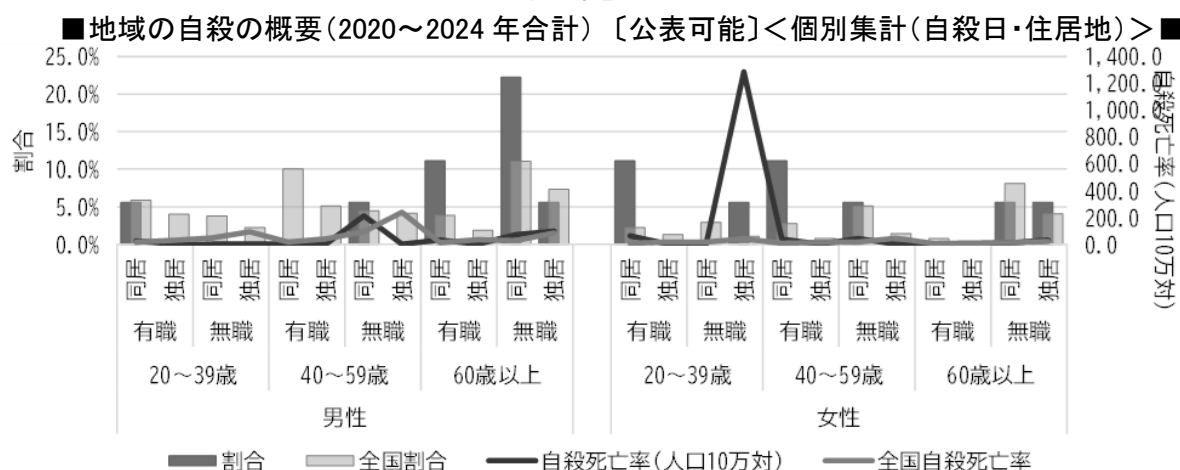
本町が住居地の2020～2024年の自殺者数は合計18人（男性10人、女性8人）となっています。（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（自殺日・住居地）より集計）。

本町の自殺の特徴としては、全国と比較し60歳以上男性無職同居の割合が高いこと、また、20～39歳女性無職独居の自殺死亡率が高いことが示されています。

本町において推奨される重点パッケージ^{*}は、「高齢者」、「生活困窮者」、「子ども・若者」、「勤務・経営」の4つとなっています。

重点パッケージ	高齢者、生活困窮者、子ども・若者、勤務・経営
---------	------------------------

※推奨される重点パッケージ…JSCPが各自治体で自殺者の多い特性や危機経路（背景）を分析し、優先的に取り組むべき対策分野を提示したもの



■地域の主な自殺者の特徴(2020～2024年合計)[公表可能] <個別集計(自殺日・住居地)> ■

自殺者の特性上位5区分	自殺者数(5年計)	割合	自殺死亡率* (人口10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位: 男性 60歳以上無職同居	4	22.2%	71.1	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2位: 女性 20～39歳有職同居	2	11.1%	63.3	離婚の悩み→非正規雇用→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺
3位: 女性 40～59歳有職同居	2	11.1%	37.5	職場の人間関係+家族間の不和→うつ状態→自殺
4位: 男性 60歳以上有職同居	2	11.1%	31.5	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺/②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺
5位: 女性 20～39歳無職独居	1	5.6%	1,285.8	【30代その他無職】失業→生活苦+うつ状態→孤立→自殺/【20代学生】学内の人間関係→休学→就職失敗+うつ状態→自殺

資料：警察庁自殺統計原票データをいのち支える自殺対策推進センター（以下、JSCP）にて個別集計

・区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

* 自殺死亡率の算出に用いた人口は、総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計を基にJSCPにて推計したもの。

** 「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書2013」を参考に推定したもの。自殺者を特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではないことに留意いただきたい。

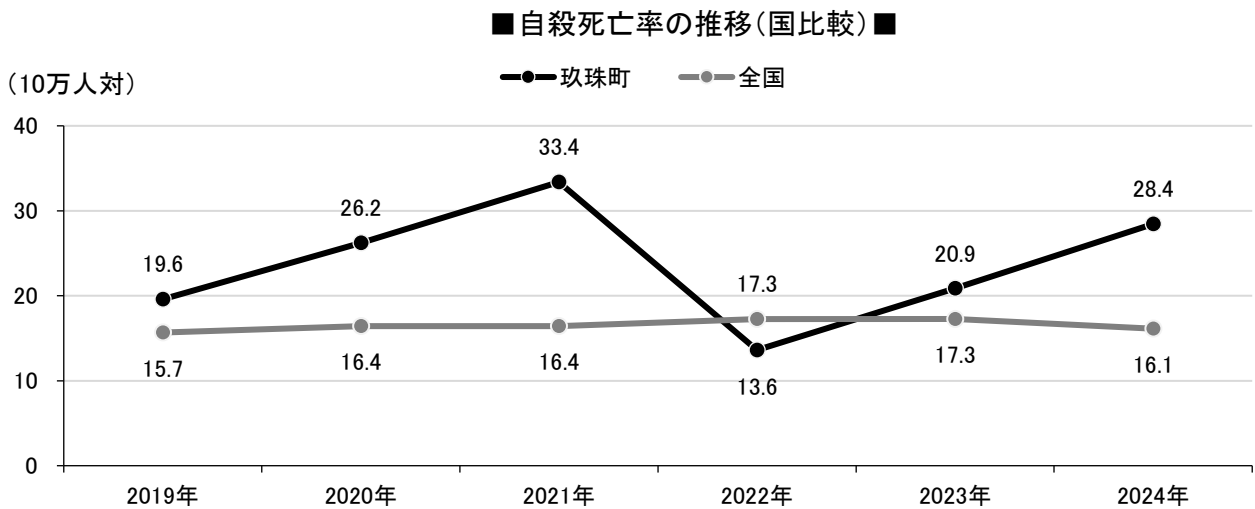
(2) 玖珠町における自殺死亡率*の推移

玖珠町の2019年以降の自殺死亡率は、2022年以外の全ての年において全国平均を上回っています。また、2022年以降年々上昇しており、2024年には28.4となっています。

2020年から2024年の5年間の自殺死亡率を全体で見ると、24.5と全国の値を上回っています。性別で見ると、男性では28.1、女性では21.1と男性の方が高くなっています。

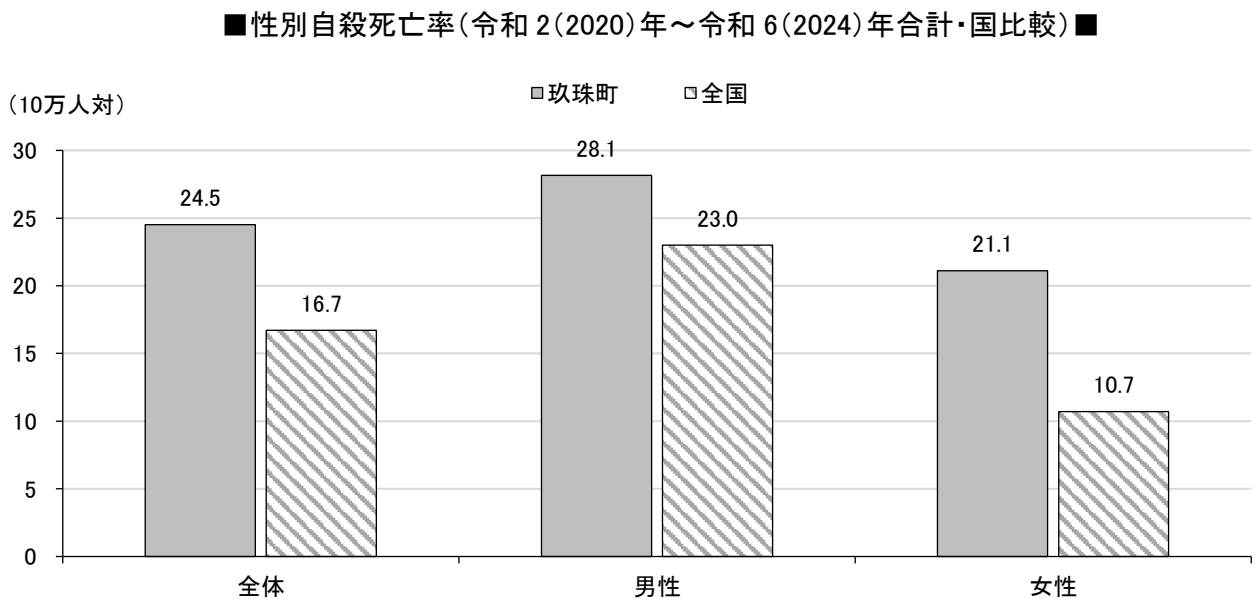
自殺者の年代構成を見ると、全体では、20代、60代以上において、全国の割合を上回っています。

性別、年代別で見ると、全国の割合を上回っているのは、男性では20歳未満と60代以上、女性では20代、30代、50代となっています。

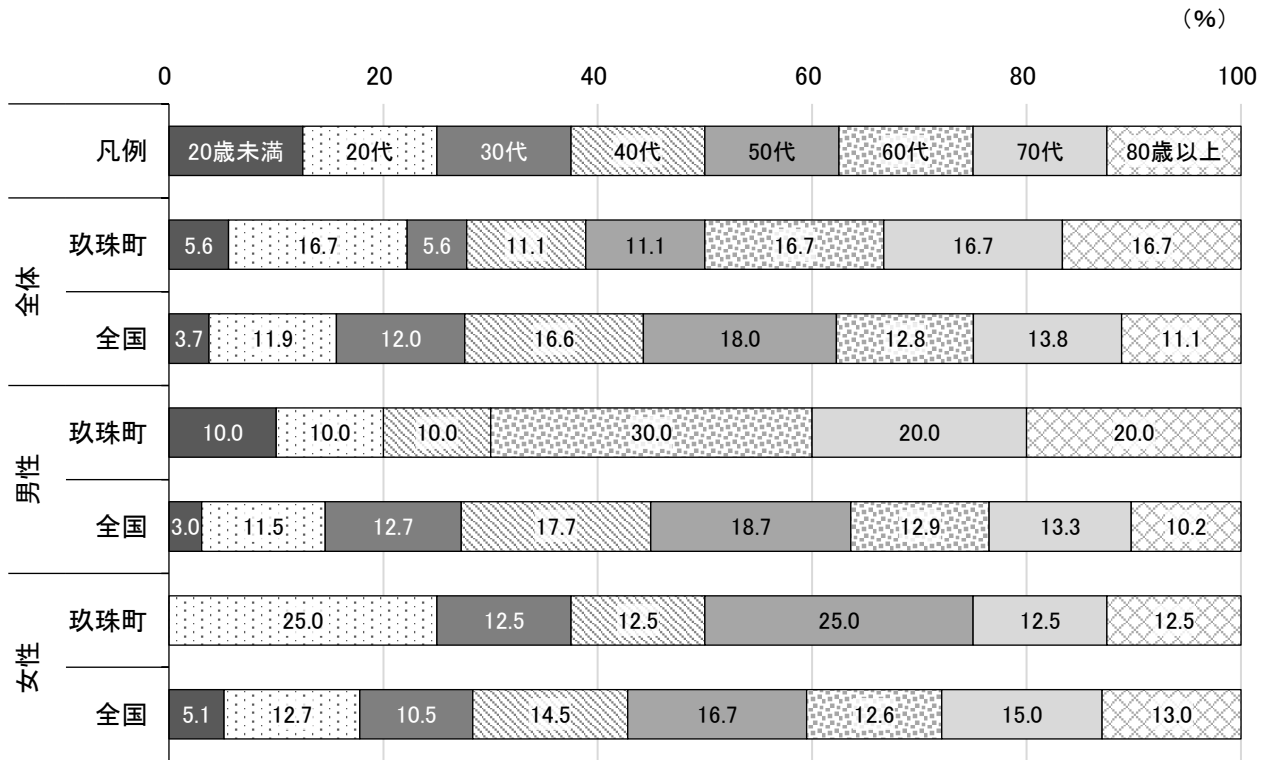


資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

※自殺死亡率…人口10万人当たりの自殺者数



■ 自殺者の性別・年代構成(令和 2(2020)年～令和 6(2024)年合計・国比較) ■

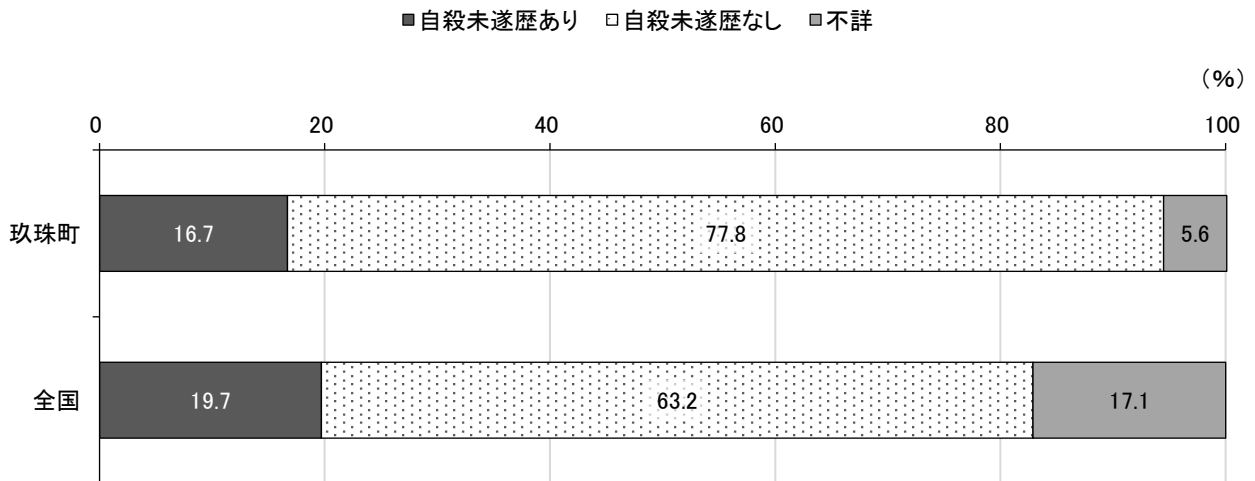


資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(3) 自殺未遂歴の有無

本町における自殺者の自殺未遂歴の有無をみると、自殺未遂歴「あり」が16.7%、「なし」が77.8%となっています。全国の値よりも自殺未遂歴「なし」の割合が高くなっています。

■自殺未遂歴の有無(令和2(2020)年～令和6(2024)年合計・国比較■



資料：地域自殺実態プロフィール 2025

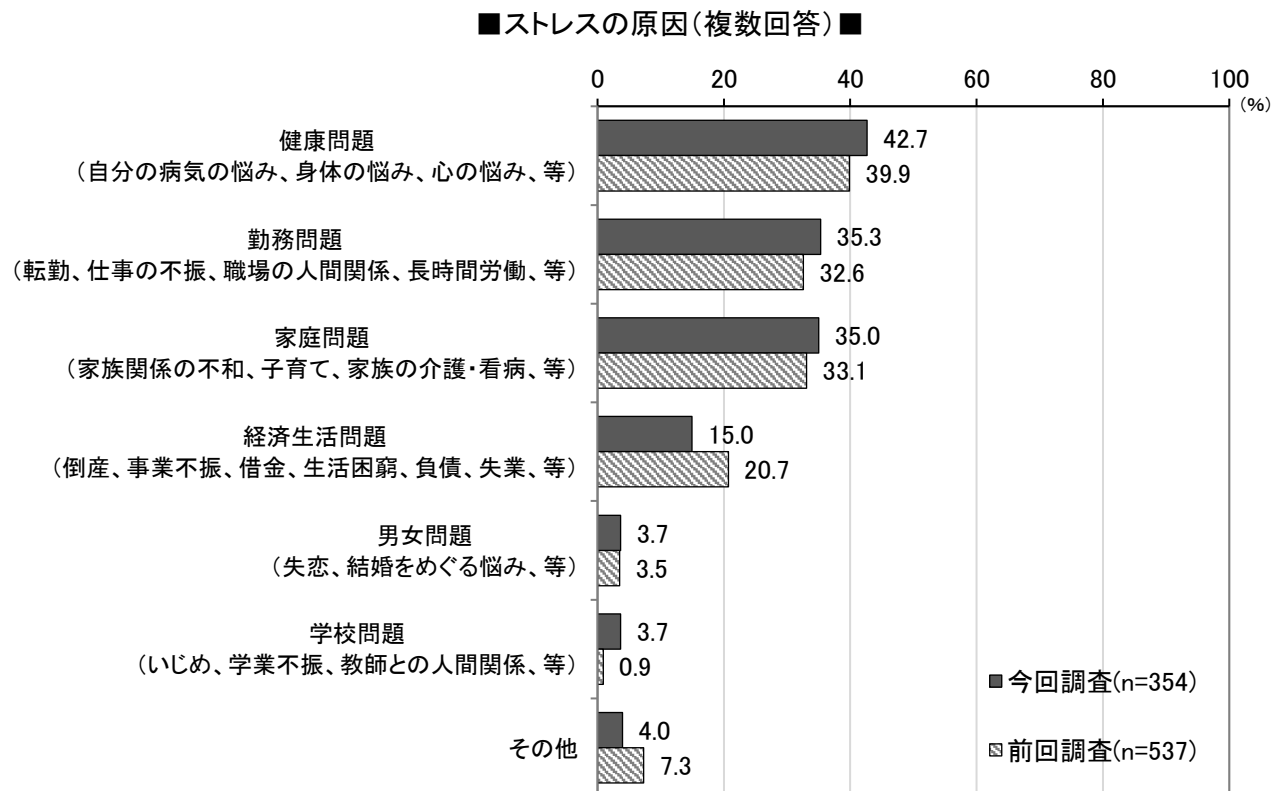
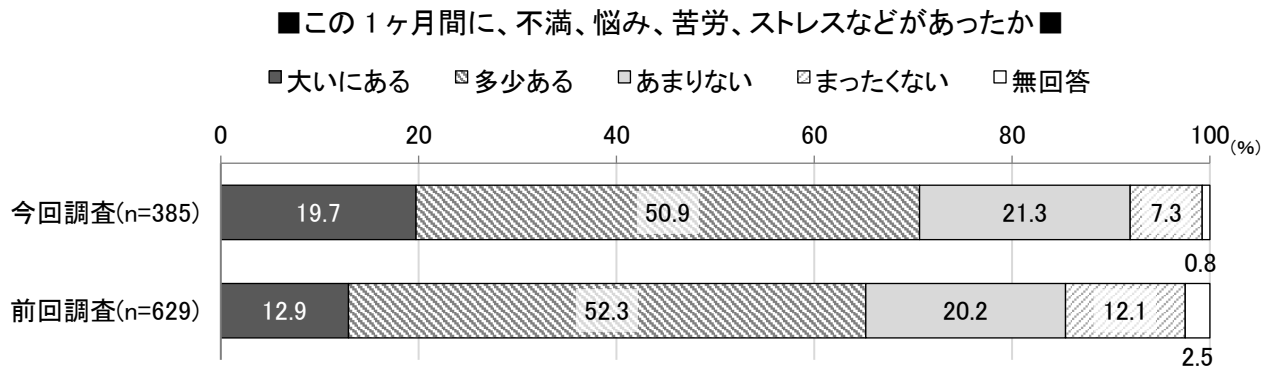
(4) アンケート調査結果

①不満、悩み、苦労、ストレスについて

『ある（「大いにある」と「多少ある」の合計）』は70.6%、『ない（「あまりない」と「まったくない」の合計）』が28.6%となっています。前回調査と比較すると、『ある』は5.4ポイント増加しています。

不満、悩み、苦労、ストレスの原因について「健康問題」が42.7%と最も高く、次いで「勤務問題」が35.3%、「家庭問題」が35.0%となっています。

前回調査と比較すると「経済生活問題」、「その他」以外は高くなっています。

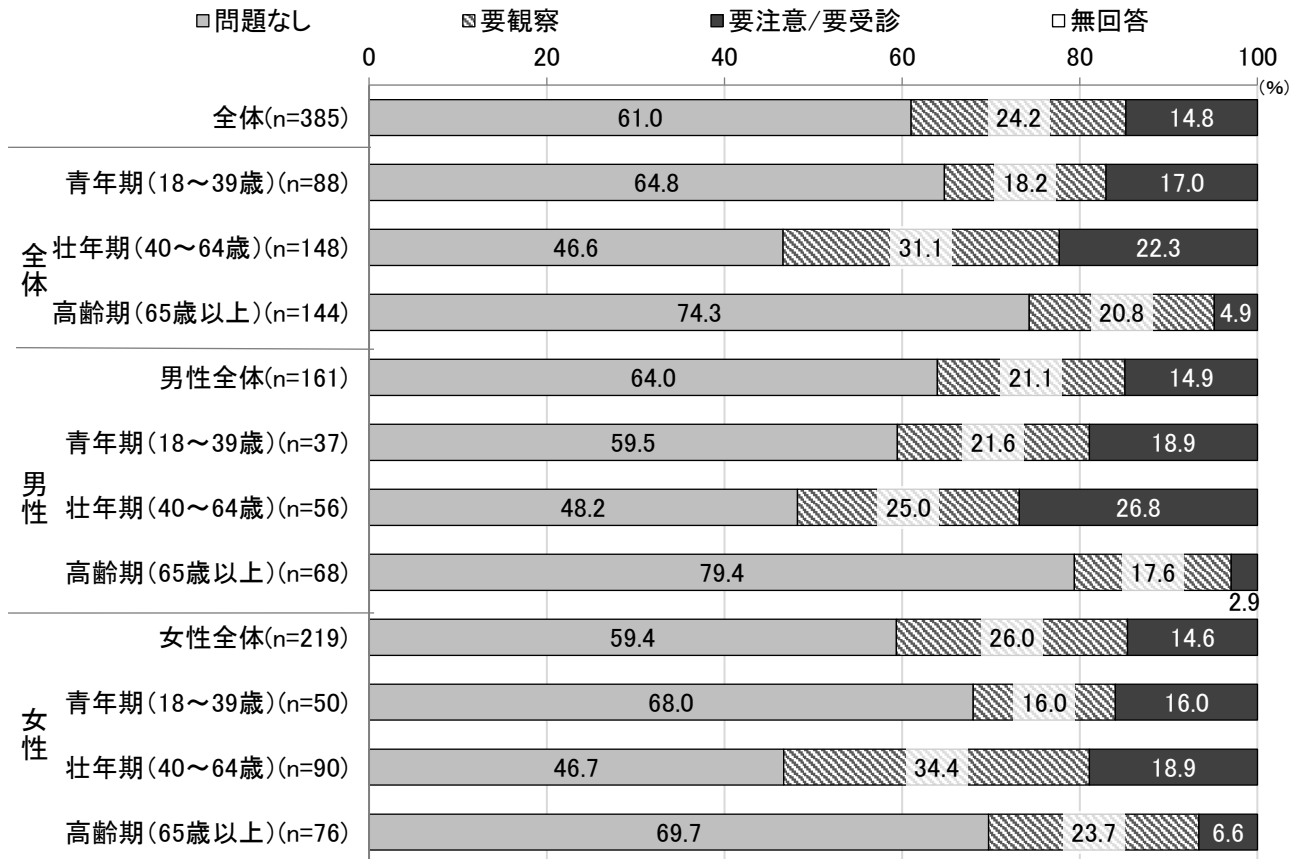


②こころの健康判定

心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を表す指標（K6調査）の結果、「要注意/要受診」は全体で14.8%となっています。

男女別年齢別にみると、「要注意/要受診」は、男性では壮年期が26.8%、女性でも壮年期が18.9%と最も高くなっています。

■メンタルこころの健康■

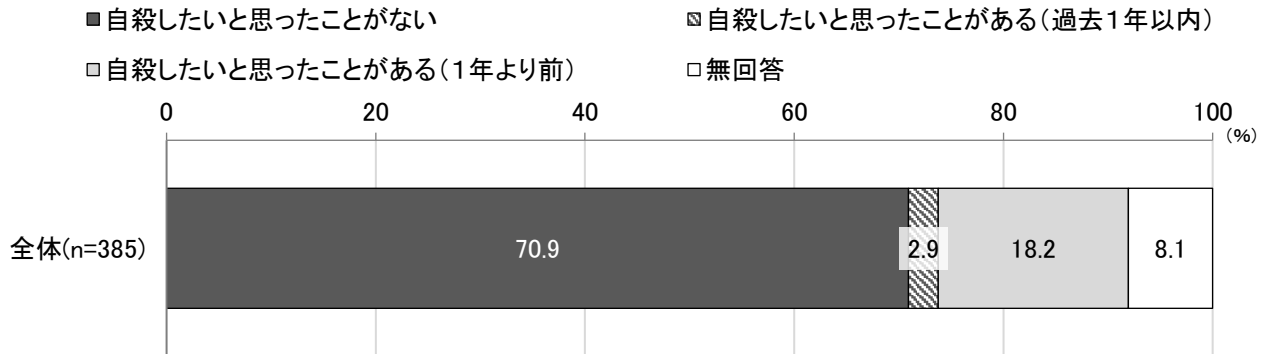


判定	問題なし	要観察	要注意/要受診
問①～⑥の点数	5点未満	5点～10点未満	10点以上
こころの状態	こころの健康について大きな問題はないようです。	こころにストレスが溜まっているようです。適度に休んだり体を動かすなど、ストレス解消を心がけましょう。眠れないなど気になることがある方は、かかりつけ医や専門医療機関にご相談ください。	こころが疲労しているようです。気になることがある方は、かかりつけ医や専門医療機関にご相談ください。

③自殺について

「自殺したいと思ったことがない」が70.9%、「自殺したいと思ったことがある（過去1年以内）」が2.9%、「自殺したいと思ったことがある（1年より前）」が18.2%となっています。

■これまでの人生のなかで、本気で自殺したいと考えたことがあるか■

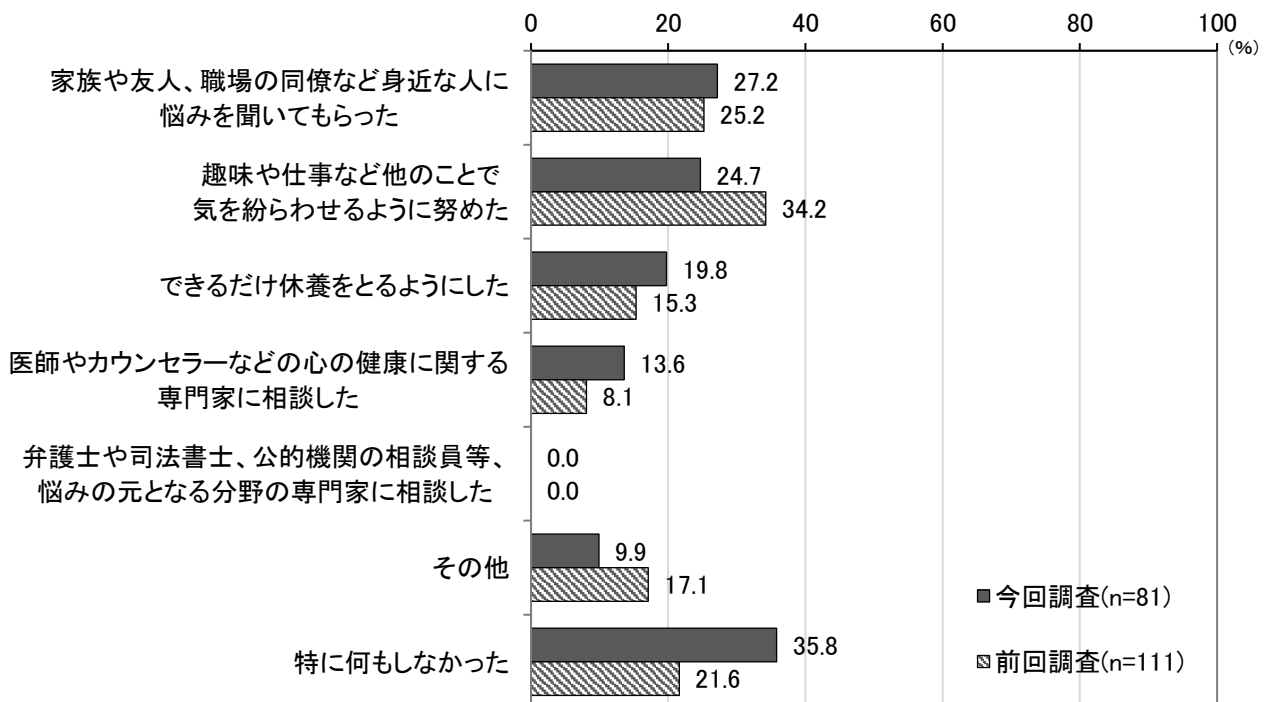


④自殺を乗り越えた方法

「家族や友人、職場の同僚など身近な人に悩みを聞いてもらった」が27.2%と最も高く、次いで「趣味や仕事など他のことで気を紛らわせるように努めた」が24.7%、「できるだけ休養をとるようにした」が19.8%となっています。

前回調査と比較すると「できるだけ休養をとるようにした」、「医師やカウンセラーなどの心の健康に関する専門家に相談した」が高くなっているものの、「特に何もしなかった」の割合も高くなっており、対処方法が二極化しています。

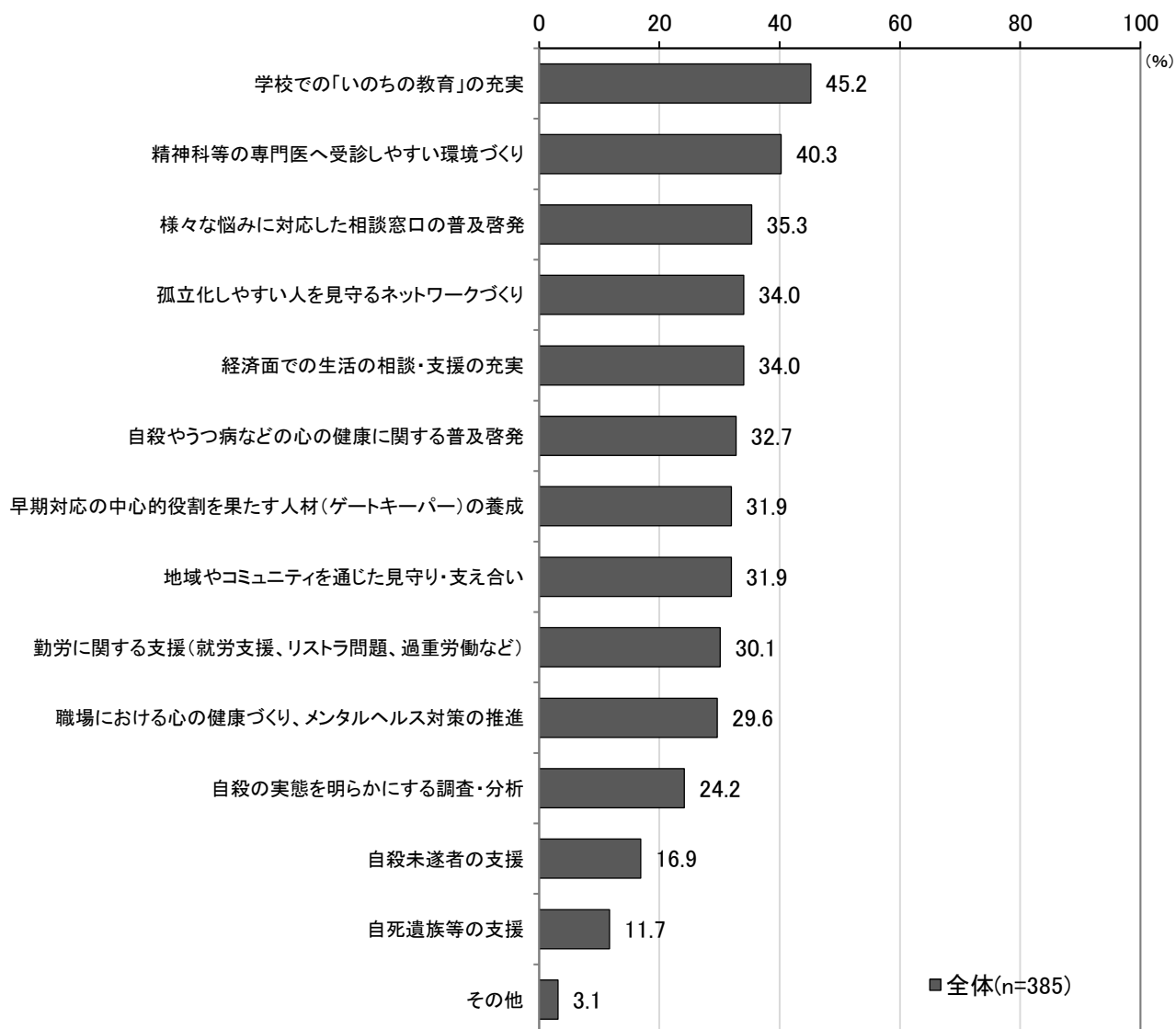
■自殺を考えたとき、どのようにして乗り越えたか■



⑤今後求められる自殺対策について

「学校での「いのちの教育」の充実」が45.2%と最も高く、「精神科等の専門医へ受診しやすい環境づくり」が40.3%、「様々な悩みに対応した相談窓口の普及啓発」が35.3%となっています。

■どのような自殺対策が必要になると思うか■



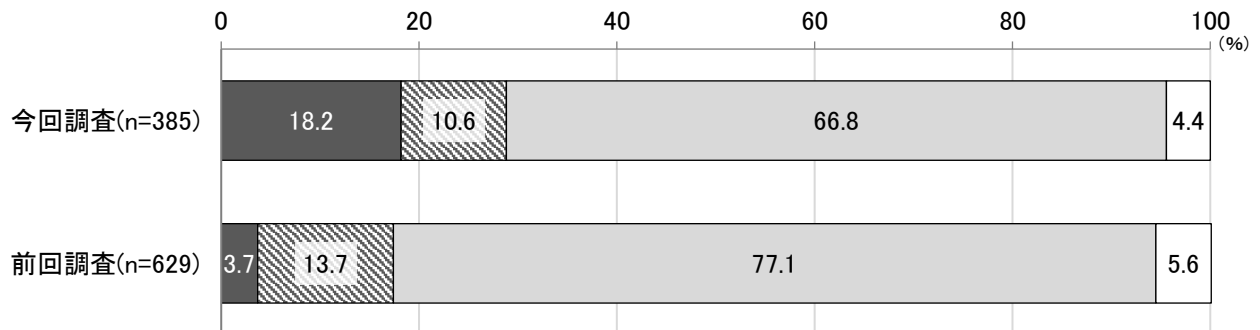
⑥ゲートキーパーの認知度及びゲートキーパー研修の状況

ゲートキーパーという言葉を知っている（聞いたことがある）が18.2%、「聞いたことはあるがよく知らない」が10.6%、「知らない（聞いたことがない）」が66.8%となっています。前回調査と比較すると「知っている（聞いたことがある）」は14.5ポイント増加しています。

ゲートキーパー研修を受講したことはないが、受講してみたいと思っているが11.4%、「受講したことがある」が30.0%となっています。前回調査と比較すると「受講したことがある」が17.0ポイント増加しています。

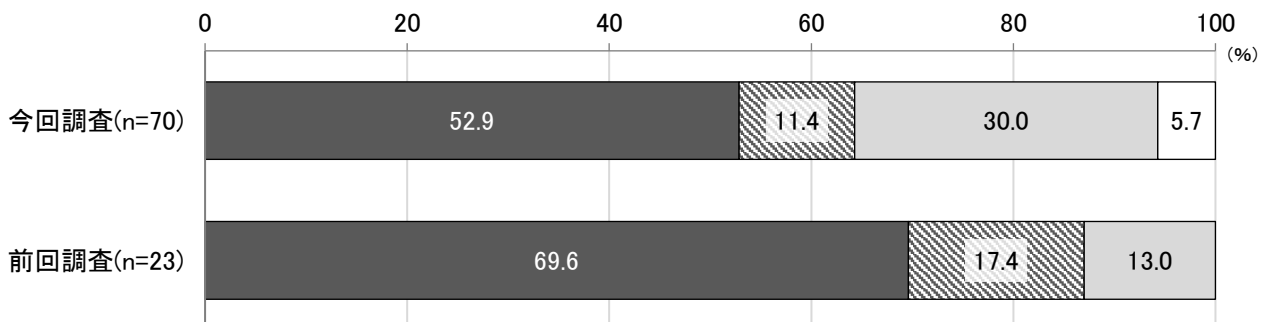
■「ゲートキーパー」という言葉を知っているか■

- 知っている（聞いたことがある）
- ▨ 聞いたことはあるがよく知らない
- 知らない（聞いたことがない）
- 無回答



■ゲートキーパー研修を受講したことがあるか■

- 受講したことはない
- ▨ 受講したことはないが、受講してみたいと思っている
- 受講したことがある
- 無回答



4. 計画の主要課題

(1) 統計データ

玖珠町の2019年以降の自殺死亡率は、2022年以外の全ての年において全国の値を上回っています。

直近5年間(2020~2024年)の自殺死亡率を性別で見ると、男性28.1、女性21.1と男性の方が高くなっていますが、女性の自殺死亡率は全国の値の2倍となっています。

自殺者数の年代構成を性別で見ると、全国の割合を上回っているのは、男性では20歳未満と60代以上、女性では20代、30代、50代となっています。

自殺は、健康問題、生活困窮、育児・介護疲れ、いじめ、孤立など、要因が連鎖して起こるとされており、特に、社会とのつながりが薄れ、孤立に至る過程が重要な問題となっています。玖珠町の自殺の状況を踏まえ、地域自殺実態プロファイル2025では、本町の特に必要な自殺対策として「高齢者」、「生活困窮者」、「こども・若者」、「勤務・経営」を重点パッケージとして挙げています。

(2) アンケート調査結果

この1ヶ月間の不満、悩み、苦勞、ストレスの有無について、『ある』と回答した割合は、前回調査と比較して高くなっており、その要因として「健康問題」、「勤務問題」、「家庭問題」が挙げられています。

こころの健康判定からは、男女ともに壮年期において、「要注意/要受診」の割合が高く、また、これまでの人生のなかで、本気で自殺したいと考えたことがある方は約2割となっており、自殺は「誰にでも起こりうる身近な問題」であることを示しています。

自殺を乗り越えた方法について、前回調査と比較し、休養をとることや専門機関への相談をしている割合は高くなっているものの、何ら対応していない割合も上昇しており、専門機関に繋げる相談体制のさらなる充実が必要です。

また、ゲートキーパーの認知度は上がってきているものの、「ゲートキーパー(悩んでいる人に気づき、声をかけ、支援につなげる人)」という言葉を知らないと回答した人が66.8%おり、今後も、ゲートキーパー研修等を通じて、地域での見守り体制の強化が求められます。

(3) 玖珠町における必要な取り組み

①事前予防と自殺発生の危機対応の理解促進

厚生労働省では、月別自殺者数の多い3月を自殺対策強化月間と定めるとともに、9月10日から9月16日までを自殺予防週間と定め、自殺対策を集中的に展開しています。

本町でも広報媒体を活用した啓発活動を通じて、自殺対策強化月間や女性に対する暴力をなくす運動キャンペーンなど自殺予防に向けた取り組みを行っており、今後も地域への理解や自殺対策への関心を高めるため広く周知していく必要があります。

特に自殺は誰もが直面しうる危機であり、その場合には誰かに相談や援助を求めるという意識を浸透させる必要があります、ゲートキーパー養成講座を継続して取り組む必要があります。

②町民が相談しやすい環境づくり

必要な支援を受けるためには、何よりも相談することが大切です。本町でも広報等を通じ、悩みごとを抱えた人への相談窓口の周知を図っていますが、アンケート調査結果では、死にたいと思いつつながら特に何の対処もしていなかった人の割合は高くなっています。

「一人ひとりの幸せをみんなで支えるまちづくり」の実現のため、相談しやすい体制づくりや各種相談機関のネットワークの強化に努め、相談窓口についての情報を周知していく必要があります。

③関係機関との連携の強化

アンケート調査結果では、ストレス（不安、悩み、苦労等）を感じている問題として「健康問題」、「勤務問題」、「家庭問題」が多いという結果になっており、前回調査結果と同様となっています。

自殺は複合的な課題を抱えた人が多いことから、様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対する早期の「気づき」が重要ということを改めて共通認識することが重要です。また、支援を必要とする人が抱える様々な問題に対して、適切な窓口や相談機関等へつなぐことができるよう、関係機関の横の連携を強化するとともに、研修など継続して取り組む必要があります。

5. 計画の指標及び施策体系

(1) 計画の指標

本計画では、令和18(2036)年度末までに、令和元(2019)年の本町の自殺死亡率19.6を、先進諸国水準の自殺死亡率13.0まで減少させることを目指します。

<数値目標>

指標名	現状		目標値
	令和元 (2019)年	令和6 (2024)年	令和18 (2036)年
自殺死亡率	19.6	28.4	13.0

(2) 施策体系

基本理念

「一人ひとりの幸せをみんなで支えるまちづくり」

基本方針

「誰一人自殺に追い込まれることのない玖珠町」

基本施策

- ①地域におけるネットワークの強化
- ②自殺対策を支える人材の育成
- ③町民への啓発と周知
- ④生きることの促進要因への支援
- ⑤児童生徒の SOS の出し方に関する教育及びこどもの SOS に気づくための学校教育・地域での取り組み

重点施策

- ①「勤務・経営」者への支援
- ②高齢者への支援
- ③生活困窮者への支援
- ④子ども・若者への支援

生きる支援関連施策

- ①気づきのための人材育成を様々な分野で推奨する
- ②様々な分野における機会と連動して、自殺対策への理解を深める
- ③生きることの包括的な支援を実施・継続する

6. 施策の展開

(1) 基本施策

基本施策とは国が示した「地域自殺対策政策パッケージ」において、すべての市町村が共通して取り組む必要があり、地域で自殺対策を進めるうえで欠かすことができない基盤的な事項です。

これらの各施策を強力に、かつ連動させて総合的に推進することで、町における自殺対策の基盤を強化します。

①地域におけるネットワークの強化

《 基本的方向 》

自殺は、うつ病等の精神疾患だけに限らず、その背景に家庭の問題や子育て、いじめ、虐待、失業、多重債務等、様々な社会的要因が複合的に絡みます。

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向けて、自殺対策を「生きることの包括的支援」とし、支援を必要とする町民を、地域住民や福祉関係者が早期に把握し、様々な関係機関につなぐネットワークづくりが重要です。

本町では、町民、行政、関係機関が声を掛け合う関係を築きながら、地域を活性化するまちづくりを推進します。

《 主な取り組み・担当部署 》

【事業名】/事業概要/(担当課等)
【自殺対策連絡協議会】 幅広い関係機関や団体で構成される協議会で、自殺対策の検討、情報交換及び連携強化を行います。 <p style="text-align: right;">(子育て健康支援課)</p>
【自殺対策庁内推進委員会】 玖珠町役場において、副町長をトップとした全所属長で構成される庁内組織であり、全庁を挙げて横断的に緊密な連携と自殺対策強化に取り組みます。 <p style="text-align: right;">(子育て健康支援課)</p>

②自殺対策を支える人材の育成

《 基本的方向 》

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に、早期に「気づき」、これに適切に対応できるようにするためには、必要な研修の機会の確保を図ることが求められます。

「気づき」のための人材育成の方策を充実させ、誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、行政職員や関係機関、町民に対し必要な研修の機会の確保を図ります。

《 主な取り組み・担当部署 》

【事業名】/事業概要/ (担当課等)
<p>【ゲートキーパー養成講座】</p> <p>町民に身近な地区レベルで多くの人材が必要とされており、今後も「くす Pay ポイント」などのインセンティブを付与し、町民向けの養成講座を開催して人材の確保を図ります。広報等での開催周知とともに、自殺対策連絡協議会が所属する組織に対し広報を行います。</p> <p>(子育て健康支援課)</p>
<p>【自殺対策連絡協議会におけるゲートキーパー養成講座】</p> <p>自殺対策連絡協議会に所属する組織の代表者等にゲートキーパー研修を行い、各々の組織における人材の確保を図ります。また、各組織におけるゲートキーパー研修の開催の支援を行います。</p> <p>(子育て健康支援課)</p>
<p>【職員向けゲートキーパー研修の開催】</p> <p>町民に対する窓口業務や相談業務等の際に、ストレスサインに気づき、必要時には支援につなげることができるよう、また全庁的な意識を高めるため、定期的に管理職を含む全職員を対象としたゲートキーパー研修会を開催します。</p> <p>(総務課)</p>

③町民への啓発と周知

《 基本的方向 》

自殺の背景には、心や身体の健康に関する問題だけでなく、失業、多重債務、長時間労働、育児・介護疲れ、人間関係など、様々な要因が複雑に関係しています。多くの自殺は、様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状況に陥ってしまった結果起こると言われており、自殺は自ら命を絶つという瞬間的な行為としてだけでなく、命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉える必要があります。

自殺を図った人の直前の心の健康状態を見ると、多くの場合が様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、うつ病やアルコール依存症等の精神疾患を発症しており、その影響で正常な判断を行うことができない状態となっていたことが明らかになっています。また、自殺に対する誤った認識や偏見は、遺族等が悩みや苦しさを打ち明けづらい状況が作られるだけでなく、支援者等による遺族等への支援の妨げにもなっています。

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、自殺の危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そうした心情や背景の理解を深めるとともに、自殺に対する偏見を払拭して正しい理解を促進し、「危機に陥った場合には一人で悩まず誰かに援助を求めることが適当である」ということが地域全体の共通認識となるよう啓発活動を行います。

《 主な取り組み・担当部署 》

【事業名】/事業概要/（担当課等）
【公共施設における相談窓口チラシ・啓発グッズ等の配布】 相談窓口でチラシや啓発グッズを配布し、自殺予防と自殺のサインの早期発見の啓発を行います。 <p style="text-align: right;">（総務課） （子育て健康支援課）</p>
【自殺予防週間キャンペーン】 相談窓口でチラシや啓発グッズを配布し、自殺予防と自殺のサインの早期発見の啓発を行います。 <p style="text-align: right;">（子育て健康支援課）</p>
【女性に対する暴力をなくす運動キャンペーン】 人権週間（12月）の「人権を考える町民のつどい」で、女性団体の共催で自殺対策に関する相談窓口チラシや啓発グッズ等の配布を行います。 <p style="text-align: right;">（人権確立・部落差別解消推進課）</p>
【広報媒体を活用した啓発活動】 町の広報紙等に自殺予防週間（9月）、自殺対策強化月間（3月）等にあわせて、自殺対策の情報を掲載するとともに、担当課と調整しながら掲載内容を充実し、施策の周知と理解促進を図ります。 <p style="text-align: right;">（みらい創生課） （子育て健康支援課）</p>

【事業名】/事業概要/（担当課等）
<p>【イベントや健康教室等での啓発活動】 相談窓口チラシや啓発グッズの配布等を行い、啓発を強化します。 （子育て健康支援課）</p>
<p>【各種講座における啓発活動】 「生きがい教室」などの公民館主催講座に自殺対策に関する内容を取り入れ、啓発及び周知を図ります。 （中央公民館）</p>
<p>【人権公開講座】 差別のない明るい社会実現のため、人権公開講座を開催し、相談窓口チラシや啓発グッズ等を配布します。 （社会教育課）</p>
<p>【自治委員における普及啓発】 会議開催時等に、自殺対策に関する相談窓口チラシや啓発グッズ等の配布を行います。 （みらい創生課）</p>
<p>【商工会や企業への普及啓発】 商工会と連携し、各事業所へ相談窓口チラシや啓発グッズ等の配布を行います。 （商工観光政策課）</p>
<p>【図書ルームでの啓発活動】 相談窓口チラシや啓発グッズ等を設置し、こころの健康に関する町民の理解促進を図ります。 （中央公民館）</p>
<p>【学校における相談窓口の周知】 児童生徒に対し、「24時間子供 SOS ダイヤル」や「チャイルドライン」等の案内カードを配布し、スマートフォンで SNS、メール、電話等による相談窓口が検索できるサイトの周知を行います。 （教育政策課）</p>
<p>【家庭教育推進事業】 講演会で相談窓口チラシや啓発グッズ等を配布します。 （社会教育課）</p>

④生きることの促進要因への支援

《 基本的方向 》

自殺対策とは、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させることです。

生きることの阻害要因とは、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等が挙げられます。生きることの促進要因とは、自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等が挙げられます。

主に「生きることの促進要因」への支援という観点から、居場所づくり、相談機能の充実、自殺未遂者への支援、遺された人への支援に関する対策を推進していきます。

《 主な取り組み・担当部署 》

【事業名】/事業概要/（担当課等）
【人権なんでも相談所の設置】 年5回、人権擁護委員による相談所を開設します。 （人権確立・部落差別解消推進課）
【行政書士無料相談会の開催】 相続、遺言、農地転用、許認可申請、生活及び老後の心配ごとなどの相談会を開催します。 （総務課）
【相談窓口の普及啓発】 県主催で月1回実施している専門医による医療相談「精神保健福祉相談（こころの相談）」、分野別電話相談窓口「豊の国こころの“ホッ”とライン」の周知を行います。 （子育て健康支援課）
【保健師による相談】 電話や面談等でからだやこころの相談を実施します。 （子育て健康支援課）
【ホームスタート事業】 子育てに悩みを抱えている方の自宅を訪問し、相談や助言等の支援を行います。 （子育て健康支援課）
【産後ケア事業】 出産後、心身の不調や育児不安がある方が安心して健やかに育児ができるよう、助産師等による授乳指導や育児相談、休養等のサポートを行います。 （子育て健康支援課）
【放課後児童クラブ】 保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を確保して、その健全育成を図ります。 （子育て健康支援課）
【スクールカウンセラーの配置】 スクールカウンセラーを配置し、学校生活等に関する相談を受ける体制の充実を図ります。 （教育政策課）

【事業名】/事業概要/（担当課等）
<p>【スクールソーシャルワーカーの配置】 スクールソーシャルワーカーを配置し、学校生活や家庭、こころの健康に関する相談を受ける体制の充実を図ります。また、福祉関係の関係機関とのネットワークの構築、連携・調整を図ります。</p> <p style="text-align: right;">（教育政策課）</p>
<p>【教育相談センター相談員による相談】 電話や面接等で教育相談を実施します。</p> <p style="text-align: right;">（教育政策課）</p>
<p>【教育相談センター活用事業】 適応指導教室「わかくさの広場」での学校復帰支援を行います。</p> <p style="text-align: right;">（教育政策課）</p>
<p>【地域「協育力」向上支援事業】 こどもや親がクラスや学齢等を超えて交流できる機会を確保し、こどもの安心・安全な居場所づくりを行います。</p> <p style="text-align: right;">（社会教育課）</p>
<p>【スポーツ少年団事業】 スポーツ少年団活動を支援し、こどもの居場所づくりを行います。</p> <p style="text-align: right;">（社会教育課）</p>
<p>【在宅障がい者相談会】 月2回、身体、知的、児童の相談や精神障がい者に関する相談会を実施します。</p> <p style="text-align: right;">（福祉保険課）</p>
<p>【認知症や介護に関する相談】 窓口や地域包括支援センター配置の認知症地域支援推進員により相談を受け、助言等のケアを行います。</p> <p style="text-align: right;">（福祉保険課）</p>
<p>【自殺未遂者への支援】 保健所等との緊密な連携体制の下で、包括的な支援を行うことでリスクの軽減に努めます。</p> <p style="text-align: right;">（子育て健康支援課）</p>
<p>【遺された人への支援】 県が主催する自死遺族会の活動等の周知を図るほか、自死の情報が確認された場合に、関係者と協力しながら、相談支援等を行います。</p> <p style="text-align: right;">（子育て健康支援課）</p>
<p>【うつ等のスクリーニング】 産後うつ等の早期発見のため、産後うつスクリーニングや個別面談を実施して、初期段階における支援につなげます。</p> <p style="text-align: right;">（子育て健康支援課）</p>

⑤児童生徒の SOS の出し方に関する教育及びこどもの SOS に気づくための学校教育・地域での取り組み

《 基本的方向 》

自殺に追い込まれる人の中には、地域の相談機関や抱えた問題の解決策を知らないために、適切な支援を得ることができない場合が少なくありません。

これを防ぐには、いのちや暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいか、具体的かつ実践的な方法や、辛いときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学校教育の段階から学ぶことが大切です。

SOS の出し方に関する教育の目的は、こどもに現在起きている危機的状況、または今後起こりうる危機的状況に対応するために、身近にいる信頼できる大人に助けを求めることができるようにすることや、身近にいる大人が、児童生徒から発せられた SOS を適切に受け止め、支援ができるようにすることです。

a. 児童生徒の SOS の出し方に関する教育

《 主な取り組み・担当部署 》

【事業名】/事業概要/（担当課等）
<p>【出前授業の推進】</p> <p>児童生徒が、いのちの大切さを実感できる教育だけでなく、生活上の困難・ストレスに直面した時の対処法や SOS の出し方を学ぶための教育を行います。保健師やスクールロイヤー（弁護士）等を活用した出前授業を積極的に推進します。</p> <p style="text-align: right;">（教育政策課）</p>
<p>【命を大切にす教育の充実】</p> <p>小・中・高校生のいじめによる自死事件などを教材に、「特別の教科道徳」を要として、全教科・全領域で命を大切にす授業を行います。</p> <p style="text-align: right;">（教育政策課）</p>
<p>【人権教室、人権 SOS ミニレターの普及】</p> <p>人権教室やこどもの人権 SOS ミニレターの普及等、法務局や学校及び関係機関と連携を図ります。</p> <p style="text-align: right;">（人権確立・部落差別解消推進課）</p>

b. こどもの SOS に気づくための学校教育・地域での取り組み

《 主な取り組み・担当部署 》

【事業名】/事業概要/（担当課等）
<p>【学級満足度調査】</p> <p>「よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート（hyper-QU）」を、中学生を対象に実施し、不登校の未然防止及びいじめの早期発見を行います。</p> <p style="text-align: right;">（教育政策課）</p>
<p>【小中連携推進事業】</p> <p>いじめ防止及びいじめ早期発見の観点から、生徒指導上の課題を小・中学校間で共有します。</p> <p style="text-align: right;">（教育政策課）</p>
<p>【家庭教育推進事業】</p> <p>講演会で自殺問題を取り上げることにより、保護者がこどもの自殺危機に対する気づきの力を高めるよう取り組みます。</p> <p style="text-align: right;">（社会教育課）</p>
<p>【玖珠町青少年健全育成協議会】</p> <p>大会の中で自殺問題に言及するなど、自殺対策を啓発する機会とします。また、青少年の抱える問題や自殺の危機等に関する情報を共有します。</p> <p style="text-align: right;">（社会教育課）</p>
<p>【要保護児童対策地域協議会】</p> <p>虐待や非行など様々な問題を抱えた児童の早期発見と適切な保護を目的とし、地域の関係機関等が子どもやその家庭に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応します。</p> <p style="text-align: right;">（子育て健康支援課）</p>

(2) 重点施策

国が作成した本町の自殺実態プロフィール 2025 において、「高齢者」「生活困窮者」「子ども・若者」「勤務・経営」に係る自殺対策の取り組みが重点課題であると示されていることを踏まえ、次のとおり本町における 4 つの重点施策を推進していきます。

①「勤務・経営」者への支援

《 基本的方向 》

働き盛りの世代は、心理的、社会的にも負担を抱えることが多く、また過労、失業、病気、親の介護等により心の健康を損ないやすいとされています。こうした人々が安心して生きられるようにするためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要です。

このことから、自殺対策を「生きる支援」と捉え、自殺の危機経路に即した対策を実施するため、様々な分野の人々や組織が連携し、問題を抱える人や自殺を考えている人に包括的な支援が届く体制づくりに努めます。

《 主な取り組み・担当部署 》

【事業名】/事業概要/ (担当課等)
【労働相談会】 大分県との連携で労働相談会を実施し、関係機関の紹介や取り次ぎの支援を行います。 (商工観光政策課)
【商工会や企業への普及啓発】 (再掲) 商工会と連携し、各事業所へ相談窓口チラシや啓発グッズ等の配布を行います。 (商工観光政策課)
【ゲートキーパー養成講座受講の促進】 自殺対策連絡協議会の一員である商工会等に受講を推奨します。 (子育て健康支援課)

②高齢者への支援

《 基本的方向 》

高齢者の自殺対策は、地域の実情に合わせた施策の推進に努めます。地域において行政サービス、民間事業者のサービス、民間団体の支援等を適切に活用し、生きることの包括的支援としての施策の推進を図ります。

また、高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすい傾向にあります。したがって、地域包括ケアシステムや地域共生社会の実現等の施策と連動した事業の展開を図ることや、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の強化等といったソーシャル・キャピタルの醸成を促進する施策の推進に努めます。

《 主な取り組み・担当部署 》

【事業名】/事業概要/（担当課等）
【地域包括支援センターの運営】 寄せられた相談により訪問や助言を行い、必要に応じて地域ケア会議や重層的支援事業などを活用し対応にあたります。 <p style="text-align: right;">（福祉保険課）</p>
【高齢者安心見守りネットワーク連絡協議会】 連絡協議会を1回、声かけ模擬訓練を実施し、情報共有や意見交換、連携の強化を図ります。 <p style="text-align: right;">（福祉保険課）</p>
【介護相談、介護者の会、認知症オレンジカフェ】 参加しやすい環境を整備し、それぞれの場で相談を受け、助言等の支援を行います。 <p style="text-align: right;">（福祉保険課）</p>
【健康福祉フェスタの開催、老人クラブ、いきいきサロン、シルバー人材センターに対する活動支援】 老人クラブやいきいきサロン、シルバー人材センターに対する活動支援を行います。また、「健康福祉フェスタ」を開催します。 <p style="text-align: right;">（福祉保険課）</p>
【介護予防・日常生活支援総合事業】 地域包括支援センター職員や生活支援コーディネーターの訪問等により、必要に応じて事業につなげます。 <p style="text-align: right;">（福祉保険課）</p>
【生きがい教室】 生きがい教室を開催し、生涯にわたって学び続ける姿勢を支援するとともに、生きがいづくりを支援します。 <p style="text-align: right;">（中央公民館）</p>

③生活困窮者への支援

《 基本的方向 》

厚生労働省が提供する生活困窮者自立支援制度の案内によると「働きたくても働けない」や「家賃や税金、公共料金が払えない」、「住むところがない」等、相談窓口で受け付ける新規相談者の特性（抱える課題）は、経済的困窮、就職活動困難、家族・家族関係の問題、住居確保の問題、家計管理の課題など、複数課題を抱え生活困窮状態に陥っています。

このような複合的な課題を抱える生活困窮者の中には、自殺リスクを抱える人が少なくない事実を踏まえ、自殺対策に係る関係機関等と緊密に連動し、効果的かつ効率的な支援を行います。

《 主な取り組み・担当部署 》

【事業名】/事業概要/（担当課等）
【生活保護事務（相談・申請受付）】 生活保護に関する相談に応じ、関係機関への取り次ぎや連携を図ります。 <p style="text-align: right;">（福祉保険課）</p>
【生活困窮者支援調整会議】 社会福祉協議会が主催の実務者会議です。自殺予防の視点を持ち、町民の相談にあたる関係機関が連携して対策を検討し、支援を継続します。 <p style="text-align: right;">（福祉保険課）</p>
【多重債務相談会】 お金の困りごと相談会を引き続き実施します。 <p style="text-align: right;">（商工観光政策課）</p>

《 その他関連事業・担当部署 》

【事業名】/事業概要/（担当課等）
【町税及び各種料金徴収業務と連携した生活困窮者の把握と支援の実施】 納税相談等から生活問題を把握し、相談窓口の紹介を行います。 <p style="text-align: right;">（福祉保険課） （建設水道課） （税務課） （教育政策課）</p>

④こども・若者への支援

《 基本的方向 》

こども・若者における自殺対策は、ライフステージの段階や生活場面に応じた対策が求められます。

児童生徒、学生は、家庭や地域、学校を主な生活の場としており、学校をはじめとした教育機関が支援の中心となります。また、若者は就労や生活支援に関わる労働機関等も支援機関となることから、こども・若者対策においては、保健・医療・福祉・教育・労働等の多種多様な分野の関係機関が連携の元に機能する支援が必要となります。

本町の自殺対策としては、児童生徒を対象とした、いじめや経済問題への支援、若者の引きこもり等に対する個別支援や保健・福祉等関係機関の連携により、支援が必要な方の早期発見・早期対応に努めます。

《 主な取り組み・担当部署 》

【事業名】/事業概要/ (担当課等)
【学校における相談窓口の周知】 (再掲) 児童生徒に対し、「24時間子供SOSダイヤル」や「チャイルドライン」等の案内カードを配布し、スマートフォンでSNS、メール、電話等による相談窓口が検索できるサイトの周知を行います。 <p style="text-align: right;">(教育政策課)</p>
【スクールカウンセラーの配置】 (再掲) スクールカウンセラーを配置し、学校生活等に関する相談を受ける体制の充実を図ります。 <p style="text-align: right;">(教育政策課)</p>
【スクールソーシャルワーカーの配置】 (再掲) スクールソーシャルワーカーを配置し、学校生活や家庭、こころの健康に関する相談を受ける体制の充実を図ります。また、福祉関係の関係機関とのネットワークの構築、連携・調整を図ります。 <p style="text-align: right;">(教育政策課)</p>
【教育相談センター相談員による相談】 (再掲) 電話や面接等で教育相談を実施します。 <p style="text-align: right;">(教育政策課)</p>
【教育相談センター活用事業】 (再掲) 適応指導教室「わかくさの広場」での学校復帰支援を行います。 <p style="text-align: right;">(教育政策課)</p>
【命を大切にす教育の充実】 (再掲) 小・中・高校生がいじめによる自死事件などを教材に、「特別の教科道徳」を要として、全教科・全領域で命を大切にす授業を行います。 <p style="text-align: right;">(教育政策課)</p>

【事業名】/事業概要/（担当課等）
<p>【人権教室、人権 SOS ミニレターの普及】（再掲） 人権教室やこどもの人権 SOS ミニレターの普及等、法務局や学校及び関係機関と連携を図ります。 <p style="text-align: right;">（人権確立・部落差別解消推進課）</p></p>
<p>【学級満足度調査】（再掲） 「よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート（hyper-QU）」を、中学生を対象に実施し、不登校の未然防止及びいじめの早期発見を行います。 <p style="text-align: right;">（教育政策課）</p></p>
<p>【小中連携推進事業】（再掲） いじめ防止及びいじめ早期発見の観点から生徒指導上の課題を小・中学校間で共有します。 <p style="text-align: right;">（教育政策課）</p></p>
<p>【家庭教育推進事業】（再掲） 講演会で自殺問題を取り上げることにより、保護者がこどもの自殺危機に対する気づきの力を高めるよう取り組みます。 <p style="text-align: right;">（社会教育課）</p></p>
<p>【玖珠町青少年健全育成協議会】（再掲） 大会の中で自殺問題に言及するなど、自殺対策を啓発する機会とします。また、青少年の抱える問題や自殺の危機等に関する情報を共有します。 <p style="text-align: right;">（社会教育課）</p></p>
<p>【要保護児童対策地域協議会】（再掲） 虐待や非行など様々な問題を抱えた児童の早期発見と適切な保護を目的とし、地域の関係機関等が子どもやその家庭に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応します。 <p style="text-align: right;">（子育て健康支援課）</p></p>
<p>【労働相談会】（再掲） 大分県との連携で労働相談会を実施し、関係機関の紹介や取り次ぎの支援を行います。 <p style="text-align: right;">（商工観光政策課）</p></p>

(3) 生きる支援関連施策

既存事業を自殺対策の観点から捉えなおし、事業の棚卸により、様々な課題に取り組む各課、各組織の事業を連携します。

①気づきのための人材育成（ゲートキーパー研修の受講）を様々な分野で推奨する 《 主な取り組み・担当部署 》

【事業名】/生きる支援としての実施内容/（担当課等）
【民生委員・児童委員】 日常的な声かけ・見守り活動を行い、各種相談に応じ、行政等へのつなぎ役として活動している民生委員・児童委員に対し、定例会等にて自殺対策についての説明やゲートキーパー研修の受講を推奨し、研修会を実施します。 <p style="text-align: right;">（福祉保険課）</p>
【基幹相談支援センター等職員】 センターで相談対応にあたる職員の相談対応の強化を図るため、ゲートキーパー研修の受講を推奨し、研修会を実施します。 <p style="text-align: right;">（福祉保険課）</p>
【高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）生活援助員】 自殺リスクの高い高齢者の早期発見と対応の更なる推進を図るため、生活援助員にゲートキーパー研修の受講を推奨します。 <p style="text-align: right;">（福祉保険課）</p>
【認知症サポーター】 認知症についての正しい知識と理解を持ち、地域でできる範囲で手助け役として活動している「認知症サポーター」に対して、さらに幅広い視点を持って地域で活動できるようゲートキーパー研修の受講を推奨し、広報等にて周知を図ります。 <p style="text-align: right;">（福祉保険課）</p>
【認知症オレンジカフェスタッフ】 さらに幅広い視点を持って地域で活動できるよう、スタッフに対してゲートキーパー研修の受講を推奨します。 <p style="text-align: right;">（福祉保険課）</p>
【身体・知的障害者相談員】 相談員の相談対応の強化を図るため、ゲートキーパー研修の受講を推奨し、研修会への参加を促進します。 <p style="text-align: right;">（福祉保険課）</p>
【手話奉仕員】 聴覚障がい者等の社会参加、交流活動の促進を図るために養成中の手話奉仕員が、さらに幅広い視点を持って地域で活動できるよう、ゲートキーパー研修の受講を推奨します。 <p style="text-align: right;">（福祉保険課）</p>

【事業名】/生きる支援としての実施内容/（担当課等）
<p>【意思疎通支援員】</p> <p>聴覚、言語機能、音声機能等に障がいのある方等とその他の方等との意思疎通を支援する通訳者や奉仕員等が、さらに幅広い視点を持って地域で活動できるよう、ゲートキーパー研修の受講を推奨します。</p> <p style="text-align: right;">（福祉保険課）</p>
<p>【玖珠町愛育健康づくり推進委員】</p> <p>1地区から1～2名選出され、健康づくりに関する活動を行う健康づくり推進委員が、地域でさらに幅広い視点を持って活動できるよう、ゲートキーパー研修の受講を推奨します。</p> <p style="text-align: right;">（子育て健康支援課）</p>

②様々な分野における機会と連動して、自殺対策への理解を深める

《 主な取り組み・担当部署 》

【事業名】/生きる支援としても実施内容/（担当課等）
<p>【健康教育、地区健康教室】</p> <p>地区で行う健康教育等で心の健康づくりや自殺対策に関する正しい知識等についての内容を盛り込むことで、地域単位での自殺対策への理解を深めます。</p> <p style="text-align: right;">（子育て健康支援課）</p>

③生きることの包括的な支援を実施・継続する

《 主な取り組み・担当部署 》

【事業名】/生きる支援としての実施内容/（担当課等）
<p>【重複多受診者訪問指導】</p> <p>訪問指導の際に、必要に応じて相談窓口の紹介や関係機関につなぐなどの支援を行います。</p> <p style="text-align: right;">（福祉保険課）</p>
<p>【日中一時支援事業】</p> <p>障がい者等の日中における活動の場を確保することで、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を担保し、負担軽減を図ります。</p> <p style="text-align: right;">（福祉保険課）</p>
<p>【玖珠町緊急通報装置貸与事業】</p> <p>通報システムの設置を通じて、独居の高齢者及び重度身障者の連絡手段を確保し、状態把握を努めるとともに、必要時には他の機関につなぐ等の対応を行います。</p> <p style="text-align: right;">（福祉保険課）</p>
<p>【成年後見制度利用支援事業】</p> <p>判断能力が精神上の障がい（認知症、知的障がいや精神障がいなど）により、不十分な方の権利を法的に支援することで、本人の権利を守るとともに、制度利用の普及啓発に努めます。</p> <p style="text-align: right;">（福祉保険課）</p>

【事業名】 /生きる支援としての実施内容/ (担当課等)
<p>【児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・障害児相談支援・巡回支援専門員整備事業・長期休暇サポート事業】</p> <p>各種事業の利用の際に、障がい児や保護者の状態把握を行うことで、負担軽減や虐待等の早期発見を行います。</p> <p style="text-align: right;">(福祉保険課)</p>
<p>【自立訓練・就労移行支援・就労継続支援 A 型 B 型・共同生活援助等の訓練給付】</p> <p>障がいのある方が就労や自立を目指す際に、本人の抱える様々な問題を把握し、適切な支援先へとつなげる支援を行います。</p> <p style="text-align: right;">(福祉保険課)</p>
<p>【玖珠町障害者虐待防止センター運営】</p> <p>障がい者虐待の防止、養護者に対する支援に関する広報・啓発を行うとともに、虐待を受けた障がい者の保護のための相談・指導・助言を行います。虐待の事実確認や安全確認を行い、関係機関とともに対応方法を協議して、解決に向けた支援を行います。</p> <p style="text-align: right;">(福祉保険課)</p>
<p>【保育の実施 (こども園)】</p> <p>親が働いている、病気の状態にある等の理由により家庭において十分にこどもを養育できない場合に、家庭に替わってこどもを保育し、保護者の負担を軽減するとともにこどもの健全な育ちを支えます。</p> <p style="text-align: right;">(子育て健康支援課)</p>
<p>【保育コーディネーター配置事業】</p> <p>特別な配慮が必要な児童や家庭に応じた専門的な支援を行うとともに、関係機関と協働して、適切な時期に適切な支援につなげることができる専門的保育者「保育コーディネーター」を配置します。</p> <p style="text-align: right;">(子育て健康支援課)</p>
<p>【ファミリー・サポート・センターの運営】</p> <p>子育て中の家庭を支援するために、援助してほしい人「よろしく会員」と援助したい人「まかせて会員」が会員となり、有料で活動を行い地域で支え合う組織「ファミリー・サポート・センター」を運営し、安心して仕事ができる環境づくり、リフレッシュして育児に専念できる環境づくりをお手伝いします。</p> <p style="text-align: right;">(子育て健康支援課)</p>
<p>【児童扶養手当支給事務】</p> <p>父母の離婚等で母または父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ります。</p> <p style="text-align: right;">(子育て健康支援課)</p>

【事業名】 /生きる支援としての実施内容/ (担当課等)
<p>【ひとり親家庭等医療費助成事務】</p> <p>医療費助成を行うことで、ひとり親家庭等の健康の保持及び生活の安定に寄与し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。</p> <p style="text-align: right;">(子育て健康支援課)</p>
<p>【新生児・乳児訪問】</p> <p>乳児のいる家庭を訪問し、乳児及び保護者の心身の様子及び養育環境を確認し、育児不安の軽減や子育ての孤立化を防げるよう支援します。</p> <p style="text-align: right;">(子育て健康支援課)</p>
<p>【母子保健推進協議会、こんにちは赤ちゃん訪問、ブックスタート同窓会】</p> <p>安心して子育てができるよう、子育て中の家族の相談支援や保健師へのつなぎを行うとともに、イベント開催等子育てに係る各種情報提供を行います。</p> <p style="text-align: right;">(子育て健康支援課)</p>
<p>【母子手帳交付】</p> <p>月2回定例の母子手帳交付及び随時交付を実施し、周産期の入り口として早期に聞き取りを行い、必要な助言・指導を提供し、必要時には支援機関につなげます。</p> <p style="text-align: right;">(子育て健康支援課)</p>
<p>【乳幼児健診、乳幼児精密検査】</p> <p>成長発達を支援するとともに、必要な指導、助言を行い、保護者の負担や不安感の軽減に努めます。</p> <p style="text-align: right;">(子育て健康支援課)</p>
<p>【療育研修会】</p> <p>発達障がいを持つ児童を切れ目なく支援していくために、障がいへの理解とその対応について、町内のこども園、幼稚園、小学校等の関係者とともに学習、協議を行います。</p> <p style="text-align: right;">(子育て健康支援課)</p>

7. 評価指標一覧

(1) 評価指標実績値及び目標値

本町の自殺対策を推進するための、評価指標の令和7年度の実績値及び今後の目標値は以下の通りです。

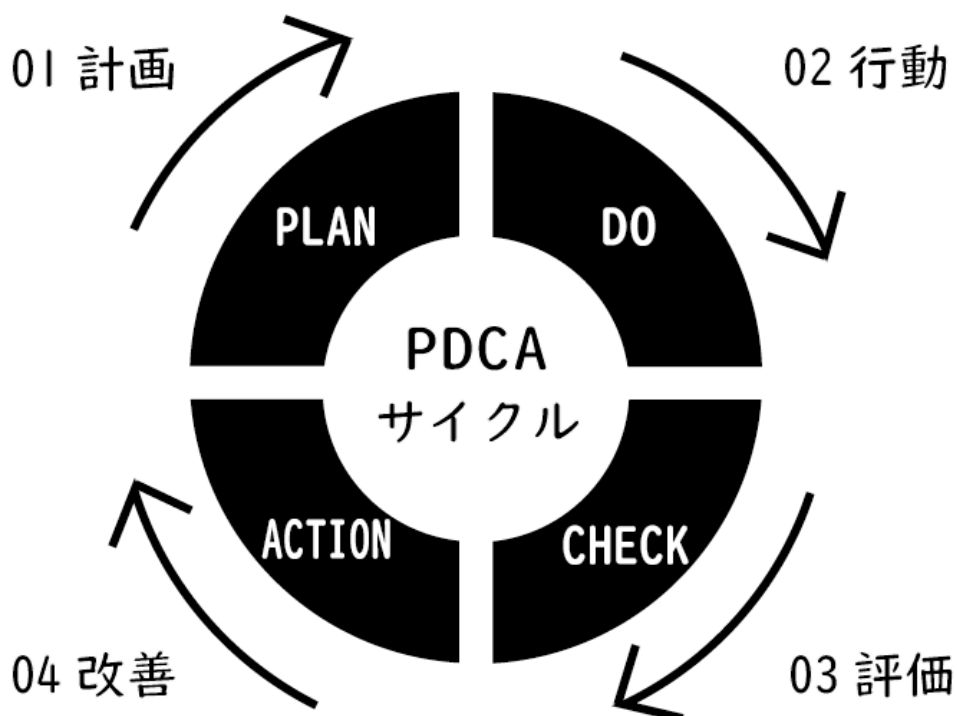
取組 施策	自殺対策における 取組	事業名	現状 (回/年)	目標値 (R18) (回/年)	担当課
1. 基本 施策	①地域におけるネットワークの強化	自殺対策庁内推進委員会	1	1	子育て健康支援課
		自殺対策連絡協議会	1	1	子育て健康支援課
	②自殺対策を支える人材の育成	ゲートキーパー養成講座	2	2	子育て健康支援課
		自殺対策連絡協議会におけるゲートキーパー養成講座	1	1	子育て健康支援課
	③町民への啓発と周知	自殺予防週間キャンペーン	1	1	子育て健康支援課
		女性に対する暴力をなくす運動キャンペーン	1	1	人権確立・部落差別解消推進課
		広報媒体を活用した啓発活動	2	2	総務課・子育て健康支援課
	④生きることの促進要因への支援	人権なんでも相談所の設置	5	5	人権確立・部落差別解消推進課
		行政書士無料相談会の開催	12	12	総務課
	⑤児童生徒のSOSの出し方に関する教育及びこどものSOSに気づくための学校教育・地域での取り組み	要保護児童対策地域協議会	12	12	子育て健康支援課
2. 重点 施策	①勤務・経営者への支援	ゲートキーパー養成講座の受講推奨	1	1	子育て健康支援課
	②高齢者への支援	高齢者安心見守りネットワーク連絡協議会	1	1	福祉保険課
	③生活困窮者への支援	生活困窮者支援調整会議	11	12	福祉保険課
	④子ども・若者への支援	要保護児童対策地域協議会(再掲)	12	12	子育て健康支援課

第8章 計画の推進

1. 計画の推進体制

この計画では、PLAN（計画）→DO（行動）→CHECK（評価）→ACTION（改善）のシステムを確立していくため、令和12年度に、中間評価として数値目標に対する現状や成果について点検・評価を行い（結果の評価）、その結果を公表します。

また、目標達成を着実なものとするよう、計画に位置づけた施策・事業を毎年点検します。町民・関係団体等で構成する「童話の里“くす”健康21計画策定委員会」「玖珠町自殺対策庁内推進委員会」「玖珠町自殺対策連絡協議会」により、評価・見直しを行います。



2. 町民・関係団体との連携・実践体制

この計画に盛り込んだ目標の実現や取り組みの推進を図るため、「童話の里“くす”健康21計画策定委員会」「自殺対策連絡協議会」を中心に、町民活動や関係団体及び職域による取り組みについての具体化を図っていきます。

3. 町民参加・町民主体の体制

本町では、町民一人ひとりの自主的な健康づくり、食育、自殺対策を推進するため、地域における活動を支援します。

それぞれが自分のできることを考え実践し、それを家庭や地域などへと広め、地域ぐるみの活動を行います。

今後も、各種活動の充実や町民の活動への参加を促し、町民参加・町民主体の活動を進めていくとともに、行政による各種事業や講座の実施を通じて、サークル等自主グループづくりを促進します。

4. 情報提供・町民への計画の周知

この計画は、これからの本町における健康づくり、食育、自殺対策を町民主体で実行していくための計画です。町広報紙やホームページをはじめ、幅広い情報提供手段を活用しながら、計画の周知を進めていきます。

資料編

1. 策定の経過

令和7年9月1日～ 令和7年9月19日	アンケート調査の実施
令和7年9月16日	第1回自殺対策連絡協議会 ◇令和7年度自殺予防対策強化事業の取組みについて (中間評価実施についての説明) ◇各部署、組織での自殺予防対策の取組みについて
令和7年11月19日	第1回計画策定委員会 ◇委任状交付 ◇講話 「健やかに自分らしく生きる～5年経過した今の健康課題は?～」 講師：大分県西部保健所長 系長 伸能 氏 ◇アンケート結果による前回計画評価について ◇骨子案について
令和7年12月1日	第1回自殺対策庁内推進委員会 ◇アンケート結果による前回計画評価について ◇骨子案について
令和8年1月21日	第2回計画策定委員会 ◇計画素案について ①健康増進計画 ②食育推進計画
令和8年1月23日	第2回自殺対策庁内推進委員会（書面開催） ◇計画素案について
令和8年1月23日	第2回自殺対策連絡協議会（書面による意見聴取） ◇計画素案について
令和8年2月9日 ～令和8年2月28日	パブリックコメントの実施 ◇各自治会館・メルサンホール・子育て健康支援課・町ホームページにて公募
令和8年3月4日	第3回計画策定委員会（書面開催） ◇パブリックコメントについて ◇計画素案変更点について
令和8年3月4日	第3回自殺対策庁内推進委員会（書面開催） ◇パブリックコメントについて ◇計画素案変更点について

2. 委員会設置要綱

童話の里くす健康21計画・食育推進計画策定委員会設置要綱

平成22年7月26日

玖珠町告示第102号

(設置)

第1条 健康増進法(平成14年法律第103号)第8条及び食育基本法(平成17年法律63号)第18条の規定に基づき、玖珠町における健康づくりに関する計画及び食育の推進に関する施策についての計画(以下「計画」という。)の策定に関し、広く町民の意見を反映させ、健康づくり運動及び食育推進運動を推進するため、童話の里くす健康21計画・食育推進計画策定委員会(以下「委員会」という)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画を策定し、町長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 医療関係者、健康づくりその他関係団体を代表する者
- (3) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、計画策定が終了するまでの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長をあらかじめ指名する委員が職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は委員長が召集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(作業部会)

第7条 作業部会を設置し、計画策定の調査及び研究を行い、委員会に報告するものとする。

2 作業部会は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 町職員
- (2) その他町長が必要と認める者

3 作業部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 作業部会の所掌事務は、計画策定に関する必要な調査研究を行い、委員会に提言を行なうものとする。

(意見の聴取)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉保健担当課において処理する。

(報酬)

第10条 委員の報酬費は、玖珠町非常勤特別職の報酬及び費用弁償等に関する条例別表第2を適用する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

(趣旨)

第1条 自殺防止対策を総合的かつ円滑に推進するため、玖珠町自殺対策庁内推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 自殺防止対策の計画策定に関すること。
- (2) 自殺防止対策に関する諸施策の調整及び推進に関すること。
- (3) 自殺防止対策に関する情報の収集及び連絡に関すること。
- (4) その他自殺防止対策の総合的な推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、各課の総括の職にある者をもって充てる。

2 委員会に委員長を置き、委員長は副町長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を総括し、委員会の議長となる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(作業部会)

第5条 委員会は、必要に応じて作業部会を設置することができる。

(事務局・庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉保健担当課において処理する。

(補則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成30年8月8日から施行する。

3. 協議会設置要綱

玖珠町自殺対策連絡協議会設置要綱

平成22年8月2日

玖珠町告示第95号

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)を踏まえ、関係機関・団体が連携し、総合的な自殺防止対策を協議検討し、町民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現を目指し、玖珠町自殺対策連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事項について協議を行う。

- (1) 自殺防止対策の検討に関すること。
- (2) 自殺防止対策のための情報交換及び連携強化に関すること。
- (3) 自殺防止対策事業の実施計画及び実施状況についての評価に関すること。
- (4) その他自殺防止対策に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員は、別表に掲げる機関・団体から推薦された者(以下「委員」という。)をもって組織する。

- 2 委員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げないものとする。
- 3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名した者が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(事務局・庶務)

第6条 協議会に事務局を置く。

- 2 協議会の庶務は、福祉保健担当課において処理する。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

機関・団体名
大分県西部保健所
玖珠郡医師会
玖珠町社会福祉協議会
玖珠町民生児童委員協議会
玖珠町老人クラブ連合会
玖珠郡ケアマネ協議会
人権擁護委員
玖珠町自治委員協議会
玖珠町愛育健康づくり推進協議会
玖珠町こども園協議会
玖珠町校長会
玖珠警察署
玖珠消防署
玖珠町商工会
ハローワーク日田玖珠郡地域職業相談室
陸上自衛隊玖珠駐屯地
玖珠町役場

4. 委員名簿

童話の里“くす”健康21計画(Ⅲ)(健康増進計画・食育推進計画)中間評価策定委員

	氏名	団体・組織	備考
1	佐々木 雄二	玖珠町愛育健康づくり推進協議会	委員長
2	小中 敏生	玖珠郡医師会	
3	相良 泰介	玖珠郡歯科医師会	
4	浅田 健治	玖珠町商工会	
5	飯室 浩幸	玖珠町校長会	
6	衛藤 法恵	玖珠郡学校養護教育部会	
7	永松 啓太郎	玖珠郡PTA連合会	
8	酒井 常隆	玖珠町自治委員協議会	
9	菊池 新一	玖珠町民生児童委員協議会	
10	志津里 廣由	玖珠町老人クラブ連合会	
11	菅田 カズミ	玖珠町食生活改善推進協議会	
12	合谷 美香	玖珠町母子保健推進協議会	
13	梶原 エチ子	玖珠町ボランティア連絡会	
14	系長 伸能	大分県西部保健所	
15	宿利 忠明	玖珠町議会 企画民生教育常任委員会	
16	松本 亜火里	玖珠町こども園協議会	
17	坂本 萌	学校栄養教諭	
18	原 孝芳	玖珠町有機農業研究会	

助言者

	氏名	所属・役職
1	武中 祥子	大分県西部保健所 課長補佐(統括)
2	牛島 愛祐美	大分県西部保健所 技師
3	平野 沙樹	大分県西部保健所 技師

玖珠町自殺対策庁内推進委員会名簿

	氏名	役職名
1	長尾 孝宏	副町長
2	工藤 尚之	総務課長
3	後藤 将典	みらい創生課長
4	安達 太	童話の里づくり推進室兼わらべの館兼久留島武彦記念館 室長兼館長兼事務局長
5	秦 久里子	商工観光政策課長
6	高倉 裕一	基地・防災対策課兼契約検査課長
7	穴井 祐一	税務課長
8	藤井 正盛	福祉保険課長
9	吉原 純司	住民課長
10	志津里 薫	建設水道課長
11	井村 剛秀	農林課長
12	岐部 祥治	人権確立・部落差別解消推進課長
13	神田 裕一	会計課長
14	柳井田 博隆	農業委員会事務局 局長兼参事
15	畑山 靖明	教育政策課兼給食センター 課長兼所長
16	穴井 有司	教育政策課 指導企画監
17	臼木 寛章	社会教育課兼中央公民館兼 B&G 海洋センター 課長兼館長兼所長
18	小野 英一	議会事務局兼監査委員事務局長

玖珠町自殺対策連絡協議会名簿

	氏名	所属・役職
1	系長 伸能	大分県西部保健所 所長
2	石川 さやみ	玖珠郡医師会 事務局長
3	足立 高士	玖珠町社会福祉協議会 会長
4	菊池 新一	玖珠町民生児童委員協議会 会長
5	志津里 廣由	玖珠町老人クラブ連合会 会長
6	小笠原 理枝	玖珠郡介護支援専門員協会 理事
7	小野 一信	人権擁護委員 代表
8	酒井 常隆	玖珠町自治委員協議会 会長
9	佐々木 雄二	玖珠町愛育健康づくり推進協議会 会長
10	松本 亜火里	玖珠町こども園協議会 会長
11	小原 猛	玖珠町校長会 代表
12	大熊 建国	玖珠警察署 署長
13	宝珠山 莊八	玖珠消防署 署長
14	浅田 健治	玖珠町商工会 会長
15	奥田 幸二	ハローワーク日田玖珠郡地域職業相談室 所長
16	浜野 敬輔	陸上自衛隊玖珠駐屯地 衛生科長
17	工藤 尚之	玖珠町役場 総務課長

健やかに自分らしく生きる
童話の里“くす”健康21計画(Ⅲ)中間評価
(健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画)

発行：大分県玖珠町 子育て健康支援課 健康推進班

TEL：0973-72-2022 FAX：0973-72-2112

発行年月：令和8年3月

